Title	第二次大戦下の価格統制(下)
Author	石原, 武政
Citation	経営研究. 71(1); 51-98
Issue Date	2020-05-31
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

# 第二次大戦下の価格統制 (下)

# 石 原 武 政

- 1 戦時経済下における物価問題
  - 1.1 戦時体制下における価格統制の必然性
  - 1.2 準戦時体制と戦時体制
  - 1.3 初期の間接的物価対策
- 2 直接的価格統制への序曲
  - 2.1 暴利取締の始まり
  - 2.2 暴利取締令の改正 (1937年8月)
- 3 直接的価格統制のはじまり
  - 3.1 国家総動員法と消費節約
  - 3.2 物資動員計画と物価委員会答申
  - 3.3 物品販売価格取締規則(1938年7月)
  - 3.4 初期の繊維製品価格取締
  - 3.5 経済警察:統制と統制破り
- 4 市場価格の停止
  - 4.1 「物価統制ノ大綱」の決定(1939年4月27日)
  - 4.2 日本学術振興会の提言(以上、前号)
  - 4.3 価格等統制令による停止価格(1939年10月19日)(以下、本号)
  - 4.4 低価格政策と生産力増強の間
  - 4.5 暴利行為等取締規則(1939年12月)と奢侈品等製造販売制限規則(1940年7月)
  - 4.6 新体制運動:基本国策要綱と経済新体制確立要綱
- 5 経済的孤立化の中での物価対策
  - 5.1 物価統制大綱の見直し(1941年8月)
  - 5.2 緊急物価対策要綱と価格報奨制度
  - 5.3 公定価格と商品規格
  - 5.4 鮮魚介類の公定価格
  - 5.5 戦争末期における物価対策の破綻
- 6 結び

### 4.3 価格等統制令による停止価格(1939年10月19日)

1939(昭和 14)年初頭以来の政府の物価政策は「物価統制大綱の決定に 4 \* 月を要し、又其実施要綱の決定に 3 \* 月を要し乍ら、成果としては漸く其問題の構成要素を拾出したに止まって」いる状態であり、「要するに 5 月から 8 月迄の期間は価格形成への準備期間であった」ということができる $^{93}$ )。その間にも政府の応急対策はさまざまに講じられたが、それは「主要商品の適正価格公定中心主義とも称すべき漸進的方法」であり、これによって物価の騰貴を抑え込むことはできなかった。ヨーロッパではすでにドイツで 1933 年 1 月にヒトラー政権が誕生して以来、徐々にきな臭さを増していたが、1939 年 9 月 1 日、遂にドイツ軍がポーランド侵攻を開始し、第二次世界大戦が勃発した。その結果は輸入が困難になることで物資動員計画や生産増強計画に見直しが迫られただけではなかった。ヨーロッパでも物価が大きく高騰し、その煽りを受けて、一旦は安定化の傾向を見せた物価は再び高騰し始めたのである。その勢いは激しく、前出の表 5 に見るように、イギリス、アメリカと比較しても日本の物価騰貴は突出していた。

そうなれば、物価統制大綱が示した国際的価格水準を日本における物価水準の基準に置くことは不可能となり、独自の価格水準を求め中ればならなくなる。しかも、ヨーロッパにおける戦争によって日本の輸入事情は一変し、基礎的原料の価格を抑制してその上に各商品の適正価格をつくり上げるといった方法はもはや現実的ではなくなった。さらに、顕著な物価高騰の中で思惑熱が沸騰し、物価騰貴が広く全商品に及ぶようになると、それまでのようなに1つ1つの商品について公定価格を設定するという方法では対応できなくなる。未統制商品の価格を抑制できず、それがすでに公定した物品の価格高騰の容認を求める事態が広範に引き起こされてくるからである。

東洋経済新報社の調査によれば、1913(大正 2)年 1 月基準の東京卸売物価指数は、1939(昭和 14)年 8 月の 242.6 から 9 月の 251.8、10 月の 251.7、11 月 254.9 を経て、12 月には 260.3 と急騰していった。「此の気配にびつくりした政府当局では、防衛手段として国家総動員法の強権発動に依り、価格全般に亘る一般的停止を行はざるを得なくなつた  $^{94}$ 。」こうして政府はついに、1939年 9 月 19 日の閣議で価格等全般に対して引上げを一律禁止する非常手段に出た。これは 1936 年にドイツで発令された価格停止令にならってのこととされるが、これがいわゆる「9.18 停止価格」である。その際の政府声明は以下の通りである $^{95}$ 。

#### 価格等統制の応急措置に関する政府声明(1939年9月19日)

- 1. 価格等統制の応急的措置として国家総動員法…に基づく勅令により価格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、賃金及給料に付昭和14年9月18日(…)の額を超えて 之を引き上ぐることを禁止すること。…
- 2. 他の法令に依り価格等の統制を為すものに付ても右勅令の趣旨に依り当該法令の適用を

為すこと。

3. 本件の応急的措置を講ずると共に適正価格等による価格等統制の一層広範且急速なる実施をはかること。

もちろん同趣旨ではあるか、阿部信行首相は次のように趣旨を説明した960。

## 物価等統制の応急措置に関する阿部信行首相の趣旨声明

物価騰貴の抑制は時局下経済政策の中心をなすものなるを以て、政府は予て之が対策の実施につき鋭意努力し来たりたるが、物価騰貴の趨勢は依然止る所なく、殊に価格の公定を見ざるものに付ては其傾向著しく、之が我国の財政、経済、産業、国民生活等に及ぼす影響憂慮すべきものあり。偶々今次欧州戦乱の勃発するや、物価の騰貴は更に一段の拍車を加ふるの虞あるに至りたるを以て此際強力なる価格政策を速かに実施するの要切なるものあるを痛感せり。是に於て政府は慎重攻究の結果内外諸情勢に適応したる我国物価の安定を期する為め、応急的対策として国家総動員法の関係条項を発動し、価格、運賃、賃金等の全般に亘り、昭和14年9月18日に於る額を超えて引上ぐることを禁止する為、必要なる措置を講ずると共に、適正価格等に依る価格統制を一層広範且急速に実施することに決定せり。依て国民は此際克く政府の所期する所を理解し苟も私利私欲に趨ることなく、厳に思惑的行為を戒慎し、進んで遵法の精神を発揚し、我国戦時経済の円滑なる運営に協力せられんことを切望す。

この応急措置の内容は、先の日本学術振興会の提言と軌を一にするものであり、同提言がドイツのポーランド侵攻以前であったことを思えば、その時点ですでに事態が切迫すると共に価格騰貴が抜き差しならないものとなっていたことが分かる。今回の価格統制の法的根拠が輸出入品等臨時措置法ではなく国家総動員法となっているのは統制の対象が個々の物品ではなく価格全般に及ぶためであり、さらにそれによって違反者の刑罰も重くなるものであった。そして、その実行のために、同年10月16日に、価格等統制令、地代家賃統制令、賃金臨時措置令、会社職員給与臨時措置令が公布され、10月20日から施行された。それに伴って、輸出入品等臨時措置法を基に制定されていた各種の規則は一括廃止されたが、例えば「絹紡糸販売価格取締規則」の実施期間はわずか10日間という短命であった970。いかにも朝令暮改的ではあるが、逆に事態がそれだけ急変し、切迫していたことを物語るものとも言うことはできる。そのうち、価格統制令の主な条文は次の通りである。

#### **価格等統制令**(抄)(1939 年 10 月 18 日公布、20 日施行)

第1条 国家総動員法 (…) 第19条の規定に基き価格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工賃(以下価格等と称す)に関し必要なる命令を為すは別に定るものを

除くの外本令の定むる所に依る

- 第2条 価格等は昭和14年9月18日(…) に於ける額を超えて之を契約し、支払ひ又は受 領することを得ず…
  - 前項の指定期日に於ける額は価格等の受領者に付ての額に依り受領者別に定まるものとし…
- 第3条 商工農業者等の組合其の他之に準ずるもの閣令の定る所に依り前条第2項又は第3項の額に代るべき額を定め行政長官の認可を受けたるときは其の組合其の他之に 準ずるもの及其の構成員(…)に付ては其の額を以て指定期日に於ける額と看做 す…
- 第4条 行政官庁は指定日に於ける額が著しく不当と認めらるるときは閣令の定る所に依り 其の額を引下ぐることを得…
- 第7条 …行政官庁閣令の定むる所に依り価格等 (…) の額を指定したるときは第2条乃至 第4条の規定に拘らずその額を超えて之を契約し、支払ひ又は受領することを得ず…
- 第18条 第2条乃至第4条の規定は昭和15年10月19日迄其の効力を有す…

これまでも繰り返し指摘してきたが、戦時下にあっては、輸入を抑制したうえで、計画供給量の中から軍需に必要な分を除き、残りを民需に回すことから、民需品では慢性的な物資不足に陥る。物価騰貴の原因が需給の不均衡によるものは明らかではあるが、それを根本的に解決することはできない。戦争の長期化に従ってこの矛盾はますます拡大し、「戦時に在りては平時に於るが如く物価騰貴の調節を単に需給関係のみにて之を解決し得ぬのである。茲に於て之が需給関係を離れて単独に物価それ自身を抑制するに非ざれば物価の調節と国民生活の安定を期し得ぬ」事態に立ち至ったのである<sup>98)</sup>。

第1条で、本令によって規定される範囲が「価格等」として広範に定められたが、これから除外されるのはサービス料、手間賃、広告料などであり<sup>99)</sup>、それ以外の大半の価格が9.18水準に一旦凍結されることとなった。但し、施行規則第10条により、書画骨董、鮮魚介、生蔬菜、牛果実、家畜等は、この統制令の適用外された。

第2条では売買等の行為そのものだけではなく単なる契約をも拘束したばかりか、以前の契約に基づく支払い、受領をも拘束した。これは契約を当事者間で過去に遡及させることよる脱法行為を防ぐためであったとされる。第2条第2項により、受領者ごとに停止価格が決定されるとなるが、そうなれば受領者によって価格の凹凸が生じることは避けられない。それを矯正するのが第3条であり、組合による協定価格をもって指定日の価格とすることになる。これは実質的には指定日における平均価格にむけて調整するものとされている。

価格の強権的な引き上げ禁止措置はもちろんそのこと自体が目的だったわけではなく「将来 公定価格制度を広範且つ的確に樹立せんとする手段」として導入された応急対策的措置であり、 有効期限が1年間と定められたのも、公定価格の準備が整い、その制度が確立すればこの応急的措置は自ずから不要となるべきものであり、「其までは一年もかゝればよいであろうと云う趣旨で」であった<sup>100)</sup>。したがって、それまでの間に公定価格が定められたものについては、公定価格が優先する(第7条)のは当然であった。

もちろん、こうした強権的な措置はヨーロッパにおける第二次世界大戦の勃発と極東における戦線の緊迫化の中で打ち出されたものではあったが、それはいわば直接的な契機に過ぎない。「政府は予てより斯かる事態に立ち至るべきことあるを慮り着々と之が準備を為しつゝあった」のであり、国家総動員法の制定によって「物価統制の法的根拠を用意すると共に内々之が具現化を進め伝家の宝刀を抜くべき機会に備へつゝあった1010。」ヨーロッパにおける戦線の拡大は、そのタイミングを決定づけるものだったのである。

こうして、従来は輸出入品等臨時措置法に基づいて行われていた価格統制は、他の一般価格等と共に一括して、国家総動員法第19条に基づく価格等統制令に集中吸収されることになった。これに対する違反行為は国家総動員法第33条により3年以下の懲役または5千円以下の罰金と強化されることとなった。「寧ろ国家による価格統制はこゝに至つて著しく高度の段階に達した」のであった1020。

こうした強権的な措置によって、価格は一応押さえ込まれた形にはなった。しかし、それは 9月18日付の市場価格をそのまま固定することを意味するだけで、諸商品間の価格の不均 衡は改善されないままであった。「若しこの商品相互間の価格の不均衡を是正する方策を採らず、単に一片の法律を以て価格を停止せしめ得ると考へることは…価格経済の機能を無視するものであり、それは生産の減退か或は闇価格の現出による統制違反を増加せしめるに止まる」こととなるから、これによって公定価格の制定による新たな価格体系の確立はまさに急務とされたのであった 1030。

### 4.4 低物価政策と生産力増強の間

政府はこの価格停止令によって、将来にわたる価格の騰貴を抑制することを公約したはずであった。しかし、この停止令の除外品目である生鮮食料品の暴騰や、一般商品の買占めや売惜しみを防止することはできなかった。そればかりではない。早くも同年11月には米の出回り不足に対処するために米価が引き上げられたのに続いて、煙草や木炭、国内向け絹織物などの価格の値上げが実施され、政府の低物価政策に対する国民の信頼感は著しく稀薄なものとなった。さらには日中戦争の長期化が決定的となる中での物資の不足や配給の混乱などが加わり、買占め・売惜しみや闇相場の横行を招くこととなった1040。

こうした一連の価格値上げに対して中央物価委員会は何ら関与することはなく、値上げはもっぱら政府主導で行われた。中央物価委員会が広範な物資について公定価格を設定するという煩雑な業務に忙殺されたためであったとされるが、これは要するに「物価委員会の存在を無視し

た独断専行」であり、「政策の動揺乃至所管別割拠主義すなはち物価行政の不統一の現実を先鋭的に露呈し、低物価政策破綻の現実暴露の印象」を与えることとなった。殊に国内物価の決定的基準とされていた米価の大幅値上げは、9.18 停止の対象となった商工省の「全体主義的統制政策」とその対象外となった農林省の「自由主義的統制政策」との正面衝突となり、中央物価委員会の池田成彬会長の政府に対する懇談会開催要求にまで発展した。その激しさは、こうして実現した懇談会での池田会長の次の発言によって明らかである<sup>105)</sup>。

## 池田成彬中央物価委員会会長の政府との懇談会での発言(1939年11月12日)

中央物価委員会では価格等一般引上停止令後、適正物価形成に努力して来たが、その後に至り政府は米価、タバコ、生糸の大幅引上げをなし、物価政策上極めて拙劣なる方策を採ったため国民に対して恰も政府が低物価政策を放棄したかの如き印象を与へ、物価統制並びに物価の前途に対する不安動揺を惹起するに至ったのは頗る遺憾である。この際国民の誤解を一掃するやうな積極的解決策を講ずるため政府に協力すべく本懇談会の開催を要求したのである。

この問題を解決するために新たな物価統制体制の模索が始まった。その結果、1940(昭和 15)年4月1日、商工大臣の指揮下にあった中央物価委員会を解消し、新たに内閣に物価対策 審議会を置いて戦時物価政策の中枢機関とすると共に、物価形成中央(地方)委員会が置かれ ることとなった。

「昭和14年は物価対策の黄昏の中に暮れ」たが、年が明けても事態が大きく変化することはなかった。膨大な軍事予算が避けられず、一般物資の供給が減少する中では物価の高騰傾向はいわば必然であり、特に基本的重要物資である石炭や鉄鋼について、生産費の高騰と釘付けされた公定価格政策との矛盾が拡大し、「これが解決を政府の莫大な補助金支出によって僅かに糊塗してゐる」状態が続いたからである<sup>106)</sup>。

先の中央化委員会と政府との懇談会でも低物価政策の維持は確認されたものの、それがそのまま堅持されたわけではなかった。1940(昭和15)年1月に誕生した米内光政内閣の商工大臣藤原銀次郎は、「商品の適正価格を学術的に研究して決定するといふことは長期間を要するが故に、理論に拘泥せず、敏速に『腰だめ』でやって行く積りである」「増産も出来、而も適正価格を維持してゆくに、どうしても価格を引上げねばならない場合には、之を引上げるのは当然の処置と考へる」などと、ある程度の物価引き上げを容認する姿勢を鮮明にした。それでも政府は低物価政策の看板を下ろすことはなく、物価政策は低物価政策と生産力増強との間を微妙に揺れ動きながら進められることになる。

その中でも、価格等統制令の公布以降、中央物価委員会は公定価格を多くの物品に精力的に 設定して行くが、それでも、結果的に見れば1年間で一般商品を含む全品目に公定価格を定め ることはまったく不可能であった。したがって、少なくとも表面的に安定を見た低物価を保持すると共に、さらに一層の公定価格の設定並びに拡大を図るため、1940(昭和 15)年 10 月 16 日、価格等統制令を改正して停止期間を 1 年間延長すると共に、さらに公定価格の指定を拡大していった。その後も含め、中央における最高価格の告示の概況は表 6 の通りである。これは中央における指定であって、実際にはこれに地方における指定が加わり、その数は中央の数倍にのぼるものとみられる $^{107}$ 。これを見れば、公定価格の指定が実に膨大な量に及んだことが分かる。

表 6 最高価格設定点数

(1943年8月31日まで)

物資別	1940 年 9 月 18 日ま	1941 年 9 月 18 日ま	1943 年 8 月 31 日ま
	で	で	で
繊維品	6, 681	17, 116	32, 828
化学工業品	1,033	2, 549	4, 897
機械金属品	3, 205	22, 642	40, 380
燃料品	336	766	1, 333
雑品	8, 966	30, 019	56, 996
飲食料品	1,642	4,658	5, 535
農林畜産品	149	15, 992	33, 606
農漁用資材	2, 110	5, 739	7, 919
計	24, 122	99, 481	183, 554

出所) 商工省物価局(1943)917頁。

1943 年 8 月の 18 万点がどれほどの商品をカバーしたかは確認できないが、有効期間を延長した 1941 年 9 月時点でなお、1943 年 8 月時点の半分であり、この段階まで来てまだ全品目を覆いつくすとはとても言えない状況であったことは明らかである。その結果、価格等統制令は1941(昭和 16)年 9 月に再度改正されることになるが、今度は有効期限を「当分の内」として期限の定めを撤廃した。なお、この改正時には、価格等統制令の親法である国家総動員法の改正(1941 年 3 月)にあわせて、第 1 条の「価格等」に「修繕料其の他の財産的給付」を含むよう拡大された。この後者は指定期日が 1941(昭和 16)年 8 月 11 日であったことから、しばしば「8.11 停止価格」と呼ばれることになる。

# 4.5 暴利行為等取締規則(1939.12)と奢侈品等製造販売制限規則(1940.7)

先にも触れたように、9.18 停止令は必ずしも十分な形で運用できず、政府と中央物価委員会との間の軋轢も引き起こしたが、この禁止令を補足する形で暴利等取締令の改正が行われた。 暴利取締令は1937(昭和12)年8月に改正されて以来、同年12月、1938(昭和13)年7月と改正を重ねてきたが、さらに1939(昭和14)年12月にこの条文を全面的に改正して、タイ トルも正式に「暴利行為等取締規則」として定められた。新たに制定された取締規則の主要条 文は下記の通りである。

## 暴利行為等取締規則 (1939 年 12 月 26 日)

- 第1条 何人と雖も暴利を得て物品の販売を為すことを得ず 何人と雖も暴利を得るの目的を以て物品の買占め又は売惜みを為し不当の報酬を得 て物品の販売を媒介することを得ず
- 第2条 物品の販売を為す者は其の価格を物品の見易き部分に記載し、店頭に提示し其の他 容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし…

この暴利行為等取締規則の主な改正点は次の4点にあった108)。第1は適用される物品の範囲を全商品に拡大したことである。1938(昭和13)年の改正でも、取締対象が米、鉄、石炭、綿糸など29品目に限られていたものを撤廃し、広く全商品に拡大した。したがって、価格統制にはなじまないと考えられてきた生鮮食料品もこの暴利取締令の適用を受けることとなったが、あくまでも「暴利を得て」の売買であって、需給変動等による価格変動はこの規則の範囲以外であることは言うまでもない。第2は「戒告」の手順がなくなり、違反行為があればそれだけで処罰の対象となることとなった。従来は違反行為に対して処罰する前に一度戒告を出すこととなっていたが、それでは最初の違反行為は処罰の対象とならないとする「悪徳商人」が絶えなかったからだという。第3は、上には示していないが、第5条で価格等統制令第2条の規定を受けた物品等については、この暴利行為等取締規則を適用しないとした点である。従来は公定価格等の指定のある場合でも、仕入価格が安い場合には暴利に該当すると考えられてきたものを、明確に対象外としたのは、より重い国家総動員法の罰則規定を適用するためであった。第4は商品の配給統制の強化に伴い切符制などの割当が増加するにつれてブローカーの横行が盛んとなってきたことから、不当な営利行為を目的とするブローカーのすべての行為を規制できる趣旨を明確にしたことである。

翌 1940 (昭和 15) 年 1 月、米内光政内閣の成立の頃から低物価政策と生産力拡充政策との調整問題が台頭する中で、4 月 1 日に従来の物価委員会を発展的に解消して、綜合的根本的物価対策確立のための諮問機関として、内閣直属の物価対策審議会を設けると共に、中央と地方に価格形成委員会を設置して低物価主義に基づく適正価格の迅速な形成を目指したことは既に指摘した。その物価対策審議会は6月5日に第1回答申を決定した。そこでは現下の物価対策の重点は低物価の方針により必要物資の価格公定を促進すると共に、不要不急物資の生産のための原材料の使用を制限ないし禁止し、必要物資需給の調整を図り、闇取引等の統制違反行為を絶滅することを訴えた109。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、物価の高騰は収まらず、1940(昭和15)年

6月24日には暴利行為等取締規則を改正し、何人も不当の報酬を以て物品の販売の媒介を為し得ないとして購買者の依頼による媒介をも禁止すると共に、物品の販売を為す者は優、働、優、の表示を義務づけた。価格の表示自身はすでに1938(昭和13)年7月の暴利取締令の改正時に導入されていたが、今度はその価格の根拠を明示するように求めたのである。

こうした価格統制にもかかわらず、戦時経済下では特に富と物資の偏在をもたらさずにはおかない。例えば、軍事物資の製造にかかる産業では殷販産業として「好景気」がもたらされる。そこでは各種の規制にもかかわらず、「法網をくゞらんとするものも続出し、且通貨の膨張が一部の階級の購買力の増大を誘発し、国民生活の奢侈化に拍車をかけつゝあることは遺憾ながら之を認めなければならない」状況が生まれる。これを放置すれば、戦争物資の生産に必要な資材、動力、労力、燃料が不足がちの中でも、国民生活に不要不急な奢侈品の生産に貴重な資源が奪われるばかりか、華美な生活が一般に流行するおそれもある。したがって、「戦争目的達成のためには奢侈は絶対に追放せねばならない」ことを一層鮮明に打ち出さなければならない事態となってきた。こうして制定されたのが「奢侈品等製造販売制限規則」である。この規則はその施行日から、通常「7・7 禁令」と称せられることになる。

華美な生活を一掃するという趣旨からすれば、本来「奢侈禁止は事変発生当時になされてゐるべきであった」ということもできる。実際、この趣旨から「政府の怠慢をせめる者」もあったようであるが、これに対して政府は、「生活の切りつめ等は、各自の自覚に待つべきものであり、事変 3 年にしてかゝる奢侈品制限規則を出さねばならなくなったといふことは、考へやうによっては国民の自覚が足らないのである。国民の自覚さへあれば、今更奢侈品禁止令等の問題は発生しないのである」として、国民に自覚の重要性を訴え、手持ちの奢侈品等の使用の遠慮をも呼びかけた $^{110}$ 。

#### 奢侈品等製造販売制限規則(1940年7月6日、7月7日施行)

- 第1条 物品の製造 (…) を業と為す者は主務大臣の指定したる物品を製造することを得ず…
- 第2条 物品の生産(…)又は販売を業とする者は主務大臣の指定したる年月日以降は左の 物品及び其の中古品を売渡すことを得ず…
  - 1 前条の規定に依り主務大臣の指定したる物品
  - 2 他の法令に依り製造を禁止せられたる物品…
  - 3 主務大臣の指定したる物品

• • •

第4条 物品の生産又は販売を業とする者は主務大臣の指定したる物品に付ては主務大臣の 定めたる規格又は品質に該当するもの(…)を除くの外之を売渡すことを得ず

要するに、この「7・7禁令」は製造禁止と販売禁止に分かれている。製造禁止品として指

定されたのは染繪羽模様打掛など高級呉服 15 点、装身具、人造品および模造品たる宝石類、各種の銀製品、象牙製品など限られたものであったが、販売禁止品としてはより広く織物、洋服生地及び製品、装飾品、家具・什器、文房具、玩具などのうち一定価格以上のものなどが指定された。販売禁止の価格は各商品の上から 2 割を禁止線としたとされるが、時の大蔵大臣・藤原銀次郎は現在奢侈品の購買に向けられている購買力を抑えて、貯蓄や公債消化に振り向けるという観点から言えば「今回指定した品物の範囲は少々不徹底であり、またこれ以上で売ったら奢侈品とみるといふ意味の一定限度の価格も少し高すぎる」と述べて、その後、半年ごとに指定線の見直し(低下)を行い、戦時国民生活の水準にまで引き下げることを暗示していた。こうして、「低物価政策は外包的拡大から内部的反省の段階に達した」と言うこともできる「1110」。こうした消費規正の強化は、先の物価統制大綱の中でもすでに示唆されながら、「一般国民の自粛に俟つを最上とするところから伝家の宝刀として蔵ひ込まれて居た」のだが、いよいよそれが、事変記念日を期して引き抜かれたわけである。この禁令が国民生活に与えた影響は大きく、常に騰勢を続けてきた物価が一時的にもせよ、7月、8月と反落状態を示すほどの威力を見せた。その意味で、この7・7禁令は「国民全般の精神的緊張を促し、換物思想を打破し、低物価政策の遂行に寄与すること極めて大なるもの」があったされる「1120」。

しかし、その影響は単に消費者に及んだだけではない。例えば、高級織物の場合、その影響は機業地では(1)高級品の製造が禁止、(2)金銀糸模様が禁止、(3)帯地など直接禁止対象とはなっていないものの製造中止、価格暴落、市場取引の杜絶の面などに現れたが、「高級品の製造に基礎をおいてゐた西陣の如きは何れにも抵触し殆ど半恒久的な織機台数の整理過剰人員の整理、解雇が行はれ禁止に触れた在庫品は9千万円の巨額に上った」という。1940(昭和15)年8月15日までに京都府で製造販売が禁止されたものは1億2800万円、価格制限を受けたものは900万円にも上った。その他の機業地では上記(2)と(3)の影響が強かったようで、足利、秩父、桐生、伊勢崎、八王子等も大きな影響を受けた。禁令を受けた滞貨の額は少なくとも3億円に達するとも言われている<sup>113)</sup>。

#### 4.6 新体制運動:基本国策要綱と経済新体制確立要綱

1940(昭和 15)年9月、日本国内では皇紀 2600 年の祝賀ムードが漂う中で締結された日独伊三国同盟は、ドイツと対立関係にあったイギリスやオランダなどとの関係を悪化させずにはおかなかった。それは輸出入の困難さをさらに一層強化することになる。そして次の国際危機への準備として掲げられた「高度国防国家」構想の観点から、「自由主義的政治経済の体制が根本的に批判され、その体系的再編が要望されるに至った」のだった 1141。 それが世にいう「新体制」であった。

さらに、ドイツ軍の初期の優勢の影響もあって、世界的に全体主義の傾向が強まる中、「バスに乗り遅れるな」を合言葉に、強力な国家体制の確立を求める声が強くなる。1940年7月

に誕生した第 2 次近衛内閣は直後の 8 月に「基本国策要綱」を発表する。その中で、世界が数個の国家群を基調とする新たな政治経済文化の創成を見つつあるとして、「皇国の国是は八紘を一宇とする肇国の大精神に基づき世界平和の確立を招来することを以て根本とし先す皇国を核心とし日満支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建設するに在り」を基本方針に掲げ、「国防国家体制」の確立を目指すと共に、それにふさわしい国内体制の刷新を訴えた。まさに「第二次近衛内閣の新体制運動は、国防の責任を負ふ軍の『画期的軍備整備』の要請が筋金となって、政治的に展開された」のであった「115」。そして、10 月、そのために大政翼賛会が組織された。この大政翼賛会は1つの政治目的をもった政党ではなかったが、やがて「公事結社」と看做されることによって、一切の政治活動ができなくなった。しかし、それだけに逆に合法的なすべての党派を巻き込むことになっていく。既存の合法政党はすべて自主的に解散してこの大政翼賛会に合流し、やがて戦時体制を下支えする組織となっていくことになる。

その「基本国策要綱」の経済面での中核をなすのが12月に閣議決定された「経済新体制確立要綱」である。この「要綱」自身は、11月1日に閣議に上程されたのち、数回にわたって修正されるなど極めて難産し、12月7日になってようやく閣議決定の運びとなった。この「要綱」は大きく「企業体制」と「経済団体」の2つに分かれるが、そこでの最大の問題は利潤動機に基づく「企業の私的性格」と企業に課せられる「国家的任務」との相克にあった1160。最終的に、「要綱」では「企業体制を確立し各個の企業をして国家目的に従ひその創意と責任に於て之を経営せしめ生産の確保増強を期す」として、企業体制は一応残しつつも、生産力増強の側面が前面に押し出されるものとなった。

もうひとつ、大きな争点となったのは中小企業の位置づけである。中小企業は労働力不足の影響を真っ先に受けるが、生産力拡充の必要性が叫ばれる中、高能率主義への圧力が高まり、労働力を含めた生産資源は大企業に優先的に配分されるようになり、中小企業はその存立そのものが危ぶまれることになっていた。実際、経済新体制案が議論されつつあった初期の1940年8月~9月頃には、中小企業対策として整理統合の必要性が強調され、転換業者には帰農、満州国への移駐、鉱山労働者への転向を推奨したという。当然のようにこれには猛反発があり、最終的には「中小企業は之を維持育成する」としたものの、「但し其の維持困難なる場合に於ては、自主的に整理統合せしめ、且つ其の円滑なる転移を助成す」という一文が付加されていた1170。

経済団体については、政府の協力団体として重要政策の立案に協力すること、実施計画については責任をもってその実行に当たること、計画実行に当たっては会員企業、会員団体を指導することを前提に構想されたという。その趣旨は「従来のカルテル、組合等の経済団体とも異なり、官僚による統制とも異なる、新しい経済団体の基本的な性格」であり、「政府は経済団体に対して指導監督の任に当るが、それは大綱に止め、経済団体の運営は、出来得る限り、自主的ならしむる」ということにあった。それは「法律と行政によって、経済活動を拘束するこ

とが主流」の官僚統制では取締りが中心となり、経済活動の発揚には至らなかったという「官僚統制の行詰りから生れた実践的結論」であり、「戦時経済統制方式に対する革命」ともいえるものであった。これによって、「経済団体は政府と企業との媒介体として、公的にして自主的なる民間経済団体」となったのだった<sup>1180</sup>。

「新体制」という言葉は「国民的合言葉」とされるほどの普及を見せるが、決して「バラ色」ではなかったし、「新体制」の意味するところが広く理解されたとは言えなかったようである。「新体制の機構組織はどうなるのか、政治、経済、教育、文化を初め、国民生活の全領域にわたる再編成はどうなるのか、といつた具体的問題はまだしも、新体制はなぜ必要なのか、新体制の指導理念はどこにあるのかさへ、なほ十分に理解されてゐない憾みがある」と言われるほどに、新体制という言葉が先行した状況にあった1190。

新体制についてこれ以上かかわることはできないが、この新体制運動は 1944 年時点ですでに「今日から見れば、甚だ空想的で、堅実な見透しと戦術に欠けてゐたとも云へる<sup>120)</sup>」と評される杜撰なものであった。それでも、世界的な全体主義化の流れの中で、膠着した日中戦争を打破するために強力な国家体制を求める空気が強く漂っていた。時代は確実により強固な軍事体制を求め、日米決戦の方向に向かって進み始めることになる。斎藤隆夫が 2 月の反軍演説で行った批判そのままに、行き詰まった日中戦争の困難を打開するために、理想に代えて空想的な「夢」を高く掲げることによって、国民に犠牲と忍耐を求めるものとなったこの新体制運動が、しかし国民に広く受け入れられていくのであった。

1940 (昭和 15) 年7月、アメリカの対日屑鉄禁輸、石油輸出の許可制措置以来、アメリカによる対日経済的圧迫は次第に加重され、日本の戦時重要資材の調達に重大な支障が生じるようになり、低物価と生産増強という二律背反的な命題の調整問題がいよいよ重大な関心事とならざるを得なくなった。その中で、先にも指摘した通り、1940 (昭和 15) 年 10 月 16 日、価格等統制令が改正され、その有効期限が1年間延長されると共に、公定価格の適用範囲を拡大したのであった。

こうした厳しい状況の中では、政府の懸命の努力も実質的に物価高騰を抑え込むことはできなかった。物資不足が顕著となる中で闇取引が常態化し、闇価格が横行するようになる。警視庁の調査によれば、1939(昭和14)年の1年間の取締り件数20万件(26万人)強に比べて、1940(昭和15)年は14万件(16万人)強と減少したかに見えたが、最も悪質な送致に至ったのは3,351件(3,579人)から9,546件(18,511人)へと激増していた。しかも、東京区裁判所の管轄では、1939(昭和14)年には物資関係の違反が80%近くを占めていたのに対して、1940(昭和15)年には物資の割合は21%強となり、圧倒的に物価関係の違反が急増していた。その背景には品不足の問題があった。それも単なる商品の偏在による不足ではなく、「絶対的な品不足」の傾向が明らかになってきた。そうなれば、物価の騰勢を止めることはできず、政府は生産者価格を引き上げ、消費者価格を据え置くためにさらに多額の補助金を支出しなけれ

ばならなくなる。商工省所管の補助金は 1937(昭和 12)年の 1,600 万円から 1940(昭和 15)年には 1 億 1600 万円、1941(昭和 16)年には 2 億 1,100 万円にまで膨張したのだった。こうなれば、結果として表れる物価指数は実態を表しているとはいえず、「低物価は指数だけ」と言われるのも無理はなかった  $^{121}$ 。

こうした「低物価政策による矛盾」の「画期的な顕現」を受け、1940(昭和 15)年 12 月に開催された第 76 帝国議会は低物価政策に対する批判に集中した。その批判は「異常に熾烈」で「低物価政策は今にも吹き飛ばされさうな気配すら感」じられたという <sup>122)</sup>。商工行政はまさに「矛盾と錯誤のジレンマの堆積」であった。すなわち、「生産拡充と低物価、軍需重点と国民生活安定、公益優先と私益追求」、これらはすべて矛盾せずにはおかなかった <sup>123)</sup>。そして、その矛盾の高まりは、従来の対策を超えた新たな対策を求めることになる。

1941 (昭和 16) 年 3 月、国家総動員法を改正し労務統制に関する条項の強化、統制物資の範囲の拡大、金融統制に関する規定の強化をはかるほか、価格統制に関する条項を従来の価格、運送費等から、新たに修繕費その他一切の財産的給付を含むものへと拡充した。さらに、同年3 月、「生活必需物資統制令」を公布し、国民生活に必要な物資の配給と価格の統制に乗り出す姿勢を見せ、6 月には「新商業道徳昂揚及闇取引防止強化週間」を開始して、国民に自粛を促すなど、「総合的経済統制の強化に邁進」したのであった1240。

しかし、国際的緊張はますます高まり、1941(昭和 16)年7月のアメリカ、イギリスによる対日資産凍結に続いて、8月にはアメリカによる対日石油禁輸声明が発表された。その結果、アメリカ、イギリスを含む欧米諸国からの輸入が完全に途絶することになるが、これらの国からの輸入は日本にとって決定的に重要であった。例えば、1937(昭和 12)年時点では大東亜共栄圏を除くアメリカ、イギリス等からの輸入額は全体の78%を占めており、ヨーロッパで戦争が開始された1940(昭和 15)年時点でもまだ61%を占めていた125)。その輸入が途絶すると大東亜共栄圏内での「自給自足」型の経済運営を迫られることになるが、これがいかに厳しいものであるかは容易に想像できるであろう。金属類回収令が初めて公布されたのは1941(昭和 16)年8月(施行は9月1日)であるが、それもこうした輸入の杜絶による資源不足を背景としてのことであった。

9月16日、新体制運動を牽引してきた近衛文麿は退陣し、代わって東条英機が首相となった。物資の需給はますます逼迫するなか、7月には暴利取締規則を改正して、暴利を得るの目的の如何にかかわらず、原則として買占め、売惜しみなどを全面的に禁止した<sup>126)</sup>。

# 5 経済的孤立化の中での物価対策

#### 5.1 物価統制大綱の見直し(1941年8月)

アメリカ、イギリス、オランダなどによる対日資金凍結は、日本の輸入をほぼ 40%水準にまで低下させることになった。供給量はそれだけ激減することになるのであり、こうなれば、

9.18 の停止価格、あるいはその後の公定価格を単純に維持することはできなくなった。これまで物価統制政策の基礎となってきた 1939 (昭和 14) 年 4 月の「物価統制大綱」は当然に見直しを迫られることになる。特に、1940 (昭和 15) 年の終わり頃から、低物価の下での生産増強が厳しくなり、生産力拡充、物資増産のためには多少の価格引上げも止むを得ないという低物価方針に対する修正案や 9.11 停止価格の廃止を求める議論が一層強くなっていた。

1940 (昭和 15) 年4月に設置された物価対策審議会は官民合同の機構であったことなどから十分に機能していなかったが、こうした事態の中で、1941 (昭和 16) 年5月、物価対策審議会は委員全員を民間人とする組織に改組され議論を再開した。政府はこの審議会に「物資増産を目標とする積極的低物価政策」を諮問し、同年8月、物価対策審議会は「低物価と生産増強との調整に関する件」を可決・答申したが、その概要はおよそ次の通りであった1270。長文にわたるので、一部の項目については、その細目を省略した。

### 低物価と生産増強の調整に関する件(概要)(1941年8月12日)

我国現下の物価対策の根幹は低物価政策堅持の方針に基づき

- 1. 価格構成の基礎たる主要生活必需物資価格、基礎的生産資材の価格、動力、運賃並びに 労働賃金に付き現在の水準を厳に確保すると共に進んでこれが低下を図り
- 2. 生産、配給の各部面に亘り徹底せる合理化を行ふと共に重要物資の生産についてはこれ を積極的に助長し、以て生産の増強と生産費及び配給費の低下を図り
- 3. 国民消費生活の合理化を促進し、消費規正を一層強化すると共に、適正なる戦時生活の最低限を確保し
- 4. 購買力発生の根源を能ふ限り規制すると共に、浮動購買力を吸収し以て低物価と生産増強との調整を図るに在り。

以上の中生産増強及び生産費、配給費の低下並びに国民消費生活の合理化に関し差当り 左記事項を実施せんとす

記

- 1. 各種産業の経営を合理化し生産費の引下げを図ること
  - (1) 統一的なる原価計算制度を確立励行する…
  - (6) 製品の規格統一及び単純化の実施を徹底す
- 2. 労務管理を強化し労務者の移動、賃金の昂騰を抑止すること(細項目略)
- 3. 輸送力の増強を図り且つその効率的運用によりて輸送費の低下を図ること(細項目略)
- 4. 配給機構の整理統合を行ひ配給の適正と配給費の引下げを図ること(細項目略)
- 5. 生産の確保増強を緊要とする重要物資にして如上の合理化を行ふも、なほ現行価格の据 置きが生産に支障を来たすこと明らかなるものある場合においては左の措置を講ずること
  - (1) 当該物資の値上が一般物価に悪影響なきものについては適当なる範囲及び方法におい

て価格の是正を認む

(2) その他のものについては補助金の交付その他適当なる方法によりこれが採算を可能ならしめ価格の引上げはこれを抑止す

以上の場合において配給機構の整備を行ひ能ふ限りプール平均価格を設定す

- 6. 生活必需物資価格の低下を図ること
  - (1) 販売業者の口銭及び配給斡旋機関の手数料を圧縮する
  - (2) 生産者及出荷機関の販売価格を公定す
  - (3) 季節に依り販売価格の調整を行ふ
- 7. 生活必需物資の消費規正を強化すると共にこれが必要量の配給の確保を図ること
  - (1) 消費者組織を強化し配給機関と消費者との連携を合理化す
  - (2) 生活必需物資の重点配給を徹底す
  - (3) 不用不急用品の製造販売禁止範囲を拡大す
  - (4) 切符制採用範囲を拡大すると共にこれが内容の改善を図る
  - (5) 府県間における物資移動の制限につきこれを統制計画化す
- 8. 最高販売価格の設定及び之が励行に付き改善を行ふこと
  - (1) 最高販売価格相互間の不均衡を是正する措置を講ず
  - (2) 最高販売価格の範囲内に於て規格、品質等に照応せる価格を励行せしむる措置を講ず

ここでは従来の「生産力増強」が「生産増強」に代わったことを指摘しておこう。生産力という基盤の強化ではなく、より直接的に生産そのものの増強が求められるようになったのである。その上で、先の国会での厳しい物価引上論にもかかわらず、あくまでも低物価と生産増強の両立を図るという方針の下、具体的に8項目が示されたのである。「答申された事項は…広汎多岐にわたつているが、それらの項目は、そのいずれの一つを欠如しても、それによつて他の項目の実施に支障を来たらしめるという、密接不可分の性質をもつ「28)」ものではある。しかし、中でも特に目を引くのは5(2)において、価格抑制の努力にもかかわらず現状価格を据え置くことが困難で、その値上げが他の物資に悪影響を及ぼすおそれがあるものについては、補助金を交付して採算をとらせ、値上げそのものは抑止するとした点である。「価格調整補助金制度」の誕生である「29)。補助金そのものは既に実施されていたが、これによって1941(昭和16)年の補助金が桁違いの増額したことは既に指摘した。

この物価対策審議会の決定を受け、8月20日に企画院が「低物価と生産増強」を発表し、これらの方針及び具体的方策を解説した。ここでは示された具体的方策のうち、上記実施事項の6~8の生活必需物資の価格低下、消費規正、最高販売価格の設定の改善についてふれるにとどめる<sup>130)</sup>。

生活必需物資の価格低下、消費規正の強化、配給の確保はいずれも賃金の高騰を抑止する重

要な要素であり、低物価と生産増強に密接に関連していることを確認したうえで、いくつかの具体的な課題が掲載されている。例えば、生鮮食料品については出荷と荷受の計画化を図り、配給機構の整備に努め、配給費と口銭、手数料の低減を図る。また生産地と消費地の価格を均衡させて出荷を促進させるため生産者と出荷機関の価格を公定する必要がある。

パンや菓子については、需要に対する配給量の不足から店頭で行列を出現させていることを 認め、「職場、町会、隣組等を消費者の組織として結成し、配給機構と消費者との連携を合理 化して、絶対量として不足な商品も、適当な配給方法を講じて、これを最も必要とする消費者 に行き亘るようにしたいと念願している」と述べた。

また衣料品関係でも「綿製品その他の生活必需物資の配給も、例へば綿製品は嬰児用・小学生用とか、或ひは工場鉱山の労働者用農山漁村用といふやうな緊要部面に対する配給を一層徹底する必要がある」とした。これらを見れば、基礎的な生活物資がこの時点で相当に不足していたことが分かる。そのためにも、特に主食類を除く食料品、例えば豆類、甘藷、馬鈴薯、食肉、鶏卵等について地方庁が実施している府県間の物資移動制限は、往々にして府県間の流通の円滑を欠くとして政府において計画的統制を行う方針を示した。

最後の最高価格設定問題について、価格公定の時期的な相違に基づく不均衡や府県間の不均 衡については、これまでにも是正に取り組んできたが「本問題の重要性に鑑み、今後は不均衡 の是正に積極的に努力したい」と述べたが、その具体的内容は明らかにされてはいなかった。

もう1つ、規格または品質の問題にふれている。公定価格が最高価格を規制したのは、最高品質の物資の価格を設定すれば、品質面でそれよりも劣る物資は必然的により低い価格が設定されるはずであるという期待が当初からあったからである。この時期、産業化の進んだ業界では、メーカーは独自のブランドを付して他社製品から差別化し、ときには他社製品と異なる価格を設定うることによって、自然に価格幅を伴った「価格の体系」が形成されていた。したがって、最高価格を設定すれば、それが頂点となって、ほぼそうした価格幅が維持されると考えたのである。しかし、実際にはそうではなかった。物資が不足気味となれば、価格を公定価格から下げる必要性はなくなったのである。この点について、「従来物資に依つは規格または品質を定めることがなかなか困難であるので、最高価格を公定する場合も規格を定めず、従つて一定の規格または品質をもたないものでも、すべて最高価格で販売されるやうな事例が相当にあったが、今後はできるだけ規格または品質を定め、これらの企画と品質に照応した価格を励行させるために、現在繊維品に施してゐるやうな審査委員制度を更に組織的に強化して、日用品等にもできるだけ実施していきたいと考へている」と述べている。規格の統一、簡素化は公定価格の設定にとって極めて重要な役割を果たすものであった。この点は項を改めてとりあげる。

こうして低物価政策は曲がりなりにも堅持されることになり、公定価格の設定は着々と一般の生活物資に及んでいき、中央で10万点、地方では40万点とも言われる膨大な数に上った。 「昭和16年の物価政策は、将にこの公定価格制の全面的進展にあった」と言われるほど、精力 的に進められたのである<sup>[31]</sup>。アメリカ、イギリス等による「経済封鎖」による甚大な影響を前提に作成されたこの基本方針と具体的方策によって、「総合的物価政策再建の基本方針はこゝに確立せされ、今後における政府の施策は凡て此の線に沿って行われることになった」のである<sup>[32]</sup>。

なお、1941(昭和 16)年9月に価格等統制令が再度改正され、その有効期限が無期限に延長されると共に、修繕料、請負料等に拡張されたことは既に述べた。その価格等統制令は発令以来、一度延長されすでに2年を経過していた。もともとこの措置が暫定的措置であり、1939(昭和 14)年9月時点の価格水準をいつまでも全商品の価格水準とするのは不合理であること、その間に制定された公定価格も中央だけでほぼ10万点にのぼり、各種商品の価格公定作業もほとんど完了したことなどを理由に、商工省では価格等統制令の期限満了日をもって廃止する意向であった。しかし、これに対して、軍部と企画院が価格の上昇による生産力の増強には限界があること、統制令の廃止は政府の低物価政策の放棄との誤解を生む恐れがあるなどとしてこれに反対し、結果的には無期限の延長となった1330。

## 5.2 緊急物価対策要綱と価格報奨制度

1941 (昭和 16) 年 12 月、日本はついに真珠湾を攻撃してアメリカに宣戦布告、太平洋戦争に突入していく。「戦争規模の著しき拡大化、経済的には所謂籠城経済を基調とする決戦体制確立の時期」であり、「一方に於て従来の平板な計画主義、綜合主義、機械的画一統制が批判され、他方自由経済的な残滓を克服し、全経済活動を、挙げて戦力化せんとする時期」を迎えることになる。貿易はほとんど途絶する一方、戦況の長期化と悪化によってますます大量の物資が必要とされるようになり、「茲に我国の戦時統制経済は、一人、一物と雖も戦争に勝ち抜くために、余すところなく動員し、経済の戦力化、即ち総力戦体制を急速に確立せざるを得ない」状況に追い込まれたのであった1340。

当初こそ日本軍は進撃を続けたかにみえたが、1942(昭和17)年6月のミッドウェイ海戦に敗北し、同年8月のガダルカナル島の戦いに敗れて以降、急速に戦況は悪化していく。そうなれば、もはや自由通商を前提とした価格体系は意味をなさず、「大東亜共栄圏内における物資の計画的生産、交易、消費に立脚した清新な価格体系、すなはち大東亜自給自足体制の整備に即応する自主的な大東亜物価体系の形成 <sup>135)</sup>」を目指す以外に道は残されてはいなかった。

しかし、そこには大きな問題があった。日本と共栄圏内の他国との間の物価の大きな相違がそれである。日本では 1937(昭和 12)年の日中戦争開始以来 6 年が経過していたが、その間、懸命の物価統制策によって卸売物価指数で約 50%程度の上昇に抑えられていた。しかし、例えば満州では 1942(昭和 17)年の秋から暮にかけて 23 割(230%)、北支では 60 割(600%)、中支でも  $80\sim100$  割( $800\sim1000\%$ )といった凄まじいハイパーインフレーションであったという。その中で、これら諸国を含めて 1 つの経済圏を構成すると、日本の物価が非常に高水準

になる可能性が極めて高くなる。例えば、綿花の場合、多くを北支から輸入していたが、北支の価格は1ピクル200円でも入手しがたくなっていたようだが、日本の価格は100円である。差額の100円と運賃等は価格調整を行うことによって、日本の国内価格を維持していたという。これはほんの一例である。こうした事情を見れば、共栄圏内の自給自足体制が極めて困難なことは容易に見当がつくだろう136。

これら共栄圏内からの輸入を円滑にしようと思えば、現地での買付価格は現地での適正価格でなければならないが、それを日本国内に持ち込む場合には国内の公定価格が販売価格となる。当然後者の方が相当に低くなるから、この輸出入を担う交易営団は赤字となるが、それを為替交易調整特別会計から補填することとなる。反面、日本の物資を共栄圏各国に輸出する場合には、国内で公定価格で買い付け、相手先国の適正価格で販売するから、この場合には相当の黒字が交易営団にもたらされ、それによって基本的には相殺されるというのである<sup>137)</sup>。この価格調整を明確にしたのが、1943(昭和18)年3月に発表された「国内価格と輸入価格との関する件」であり、その概要は次の通りである<sup>138)</sup>。

#### 国内価格と輸入価格との調整に関する件(1943年3月30日)

輸入品の国内売渡価格と其の輸出地に於ける輸出価格との差額は為替交易調整特別会計等の運用に依り之を調整することとし輸入品の国内売渡価格は原則として当該物資の国内公定価格(…)又は当該物資を原料とする製品(又は加工品)の国内公定価格決定に当り基礎とする価格を基準とすること(以下略)。

それでも生産増強と低価格政策の矛盾はますます激しくなっていく。戦争の進展は緊急物資の生産増強を強く求めるが、原材料の輸入杜絶や労働力不足などから原価が大きく高騰し、採算不引合いから増産を阻まれるものが続出するようになる。こうして「苛烈なる戦争の要求は、更に端的にして重点的なる価格政策を必要」とするようになる<sup>139)</sup>。それは明らかに、従来の価格釘付けとも言われた高騰抑制策の行き詰まりを意味していた。

「元来一律的価格釘付は反時間的、反自然的な経済条件を無視するものである。多数物資に対する価格公定を同時に且つ全面的に行ふことは到底不可能で、公定価格相互間の凹凸は避けえられないところであり、同時に他の統制手段にも万全を期しえなかつたのがこれまでの実情であった。戦時規制価格は需給条件には従わないが、費用法則を無視しうべくもなく、従って『かくあるべき』価格と現実価格の乖離、それに伴ふ跛行現象、例へば闇取引、物資需給の梗塞、品質低下など — の発生を防止できず、生産増強との矛盾を激化した1400」のだった。

こうした要請に対処するために決定されたのが、1943 (昭和 18) 年 4 月の「緊急物価対策に関する件」であり、同時に「緊急物価対策要綱」が決定された。その冒頭部分は次の通りである<sup>141)</sup>。

### 緊急物価対策に関する件(1943年4月16日)

政府は予ねて戦時における国民経済の安定並に戦力の増強を意図する物価政策を堅持して参ったのであるが、最近に於ける情勢の進展に対処し今般緊急物価対策要綱及び之が具体的実施方策を決定した。其の眼目とする處は、国家の要請に基づき計画生産を実施すべき緊要物資並に戦時生活必需物資の生産者にして真剣に国家の要請に応へんとする者に対しては適正な生産者価格を保障するのみならず、更に特定物資の増産をなしたる者には特別なる報償的措置を講ずるの途を拓き、以て価格面よりする生産障害を排除するは勿論進んで生産増強促進に努むることとする一方、之等物資の需要者価格に付ては原則として概ね現在の価格水準を維持し、以て極力物価の安定を期せんとするものである。…

素より我国今後に於ける物価政策の目標は従来の国際物価水準準拠主義の残滓を清算して 大東亜共栄圏に於ける物資の計画的生産、交易、消費の関係等に立脚した低物価体系を樹立 するに在るは申す迄も無い所であるが、各種の生産条件が不断に而も急速に変動しつつある 今日に於ては適正なる新物価体系への全面的切換は困難であり且之を行ふこと自体が却つて 経済の安定を阻害すること無しとは謂ひ難いので、戦争の現段階に対處して現行物価水準維 持の根本方針は之を堅持する一方価格差調整補給金制度の活用等に依り緊要物資の非常増産 を可能ならしむることとした。(以下略)

国際物価水準に基準を求めた 1939 (昭和 14) 年 4 月の物価統制大綱はヨーロッパにおける第 2 次世界大戦の勃発によって破綻し、同年 10 月の価格等統制令と 1941 (昭和 16) 年 8 月の物価対策審議会の答申によって清算されたはずであった。しかし、それでもなおこの時点でその残滓があったというのであるが、国際的な貿易からほとんど完全に遮断された今日にあっては、それを完全に清算し、日本が構築しようと意気込む大東亜共栄圏内での新価格体系の確立を目指すのが本来だということになる。しかし、それへの全面的移行には多くの困難が伴うことから、現行価格水準を維持しつつ、生産増強への取り組みを強めるというのである。

それだけを見ても、この緊急物価対策要綱が1941(昭和16)年8月の「低物価と生産増強の調整に関する件」の見直しであっても、「従来の低物価政策に代わる新しい体系的政策でない」ことは明らかであった。それは、戦争の現段階に対応して、価格差調整補助金制度を活用して現行の価格水準を維持する一方、価格報奨制度によって緊急物資の非常増産を図ろうとする「応急措置」としての性格を強くもっていた。いや、戦争が進行する中で、国際的経済環境は急速に変化し、期待を込めた予測的前提は次々と覆されていく。その中では、もはや根本的方策などは絶望的に不可能であり、「斯くの如き機動的対策が本筋である1420」と言うべきかもしれない。その意味では、本格的物価対策は1939(昭和14)年4月の「物価統制大綱」に始まり、1941(昭和16)年8月の「低物価と生産増強との調整に関する件」による過渡的な補助金制度を経て、ここに「価格面から生産増強を促進する」という新たな段階に達したという

ことはできるであろう<sup>143)</sup>。

こうして決定された「緊急物価対策要綱」要旨は下記の通りである144)。

### 緊急物価対策要綱(要旨)(1943年4月16日)

# 第1 方 針

戦力の飛躍的増強の要請に即し大東亜自給自足体制を整備しつつ緊要物資の緊急増産に 資すると共に国民戦時生活の安定確保を図る為、此の際左記要領に依り戦争の現段階に即 応せる物価政策を確立実施せんとす

# 第2要領

1. 国家の要請に基づき計画生産を遂行すべき緊要物資並に戦時生活必需物資に付ては其の生産所要量を確保する為増産強行上生ずべき生産費の昂騰に対処し適正なる生産者価格を保障するものとす

生産者価格は適正生産費に適正利潤を附加したるものとし之が決定に当りては原価計算制度等の活用に依り迅速的確を期するものとす

2. 計画生産を遂行すべき緊要物資並に戦時生活必需物資の需要者価格は原則として之を現行水準に据置くものとし其の生産者価格との差額は補助金制度等の活用に依り之を調整するものとす

補助金に依り価格調整を為すに当りては生産者をして増産の熱意を振起せしむる為生 産者価格定の敏速的確を期する様本制度の運用を刷新するものとす

尚補助金制度に付ては物資別価格調整機構の整備、現行各補助金の整理等を実施し、 其の効率発揮に努むるものとす

- 3. 計画生産を遂行すべき緊要物資並に戦時生活必需物資中需要者価格の改訂を為すも其の循環的影響を遮断し得ること明かなる場合に付ては生産者価格に応じ需要者価格を改定するものとす
- 4. 特定緊要物資に付き創意と工夫とに依り計画生産量を超えて増産を為したる生産者等 に対しては特別なる報奨的措置を講じ得る途を拓くものとす
- 5. 生鮮食料品に付ては其の特質に応じ之が円滑なる供給を確保する為概ね現行水準を維持しつつ弾力性ある価格を設定する等の措置を講ずるものとす
- 6. 前各項以外の物資に付ては原則として現行価格水準を維持するものとす 尚製品規格の簡素化を図ると共に速かに公定価格相互間の不均衡を是正するの措置を 講ずるものとす
- 7. 輸入物資に付ては計画輸入物資の確保の為必要とする価格を認ることとし為替交易特別会計の運用に依り国内価格との調整を図るものとす

緊急戦時物資と戦時生活必需品について、生産確保のために生産者価格を保障しつつ需要者価格は現行水準に据え置き、差額は補助金で補填するが、他の物資に影響を及ぼすおそれのない物品については需要者価格を見直す。より効率的生産を促すため、効率達成者には報奨金を支給するほか、製品規格の大幅な見直しにも言及している。なお、生鮮食料品についても弾力的価格設定に言及しているが、これについては項を改めて取り上げる。

この要綱の1つの目玉とも言える「価格報奨制度要綱要旨」の概要は次の通りである145。

### **価格報奨制度要綱要旨**(1943 年 4 月 16 日)(概要)

- 1. 価格報奨制度の適用範囲及び報償措置の対象
  - (1) 本要綱に依る価格報奨制度は特別価格報奨及一般価格報奨の二種とし特別価格報奨は 特定緊要物資の増産を実現したる場合に於て之を適用し、一般価格報奨は統一原価計 算に基づき個別価格を形成する場合に於て之を適用するものとす

• • •

- (2) 価格報奨措置は生産単位たる工場事業場毎に之を実施するものとす
- 2. 報償を為すべき場合、方法及び其の程度
  - (1) 特定価格報奨
  - (イ) 基準生産量を超えて増産を遂行したる場合

基準生産量は各工場事業場に対し一定期間に対し之を定むるものとし増産部分に対し 増産の度に応じ割り増し価格を認むるものとす

割増価格は概ね人件費に対する一定割合を限度とし超過増産遂行率に応じ逓増的に之 を算定し原則として一定期間毎に一括して速に之を後払いするものとす…

(ロ) 生産期間を短縮したる場合

業種の特質に応じ(イ)に代へて之を行うものとす

生産期間の決定、割増価格算定の方法及其の程度は(イ)に準ずるものとす

- (2) 一般価格報奨
  - 一般価格報奨は(イ)能率向上により生産品原価を低減し若は其の割嵩を抑制したる場合及(ロ)生産品原価が当該業種の基準原価に比し低位なる場合に之を実施するものとす
  - 一般価格報奨は当該工場事業場の生産品の価格形成に当り原価に付加すべき利潤の算定に際し原価を低減し若は其の増嵩を抑制したる部分又は生産品原価が基準原価に比し低位なる部分の一定割合を特別利潤として賦与するものとす…(以下略)

この報奨金制度は「生産費と価格との矛盾を調整すると同時に、報奨制によって増産を促進 せんとする一石二鳥の案」ではあったが、半面、こうした「利潤で釣る」ような方法に対して は、世上多くの批判があったようである。しかし、それでも生産増強の要請は緊急度を増し、「結局最も手っ取り早く効果が上がる方法」としてこれが採用されたのであり、「現実の必要の前には、一番手っ取り早い、簡単な方法に頼らざるを得ないほど、戦争の要請は、理念的対策や百年の計を排除して、先づ直面する生産増強の隘路を切拓く方向を求めつゝ」あったことになる146。。

#### 5.3 公定価格と商品規格

これまで直接的な言及は避けてきたが、公定価格を設定する上での困難は商品の規格の決定にあった。商品は同じ用途に用いられるものでも、生産者によって原材料や加工方法が微妙に異なる。もともと手工業的な生産の場合には流通は地場に限られ、その中で品質等に応じた価格差を付して販売されていた。しかし、業種によって異なるものの、ほぼ昭和初期頃から機械制大規模生産が始まり、それに伴ってメーカーのブランドが確立し始めていた。ブランドが確立すると、メーカーは競争企業の類似商品の価格を参照しあいながら、独自のマーケティングを展開しする。「公定価格をメーカーが受け入れるということは、メーカーがブランド・マーケティングを放棄し、製品差別化のマーケティングを断念するということに外ならない「477」と言われるほどに、公定価格はメーカーのブランド政策と対立する。そうでなくても、規格を少し変更することによって、公定価格の拘束から実質的に逃れようとする衝動が生まれる。それだけに、このブランドごとに異なることの多い商品規格をどのように取り扱うかは、1939(昭和14)年の物価統制実施要綱以来の重要問題であり、その簡素化は何度も指摘され続けてきたのであった。それでも規格の統一はなかなか簡単には進まなかった。しかし、公定価格を決定するに至って、いよいよこの問題に向き合わなければならない時が訪れることになる。

公定価格の決定は、先ずは現状の各メーカーによる規格をそのまま受け入れ、それぞれの規格における現状の価格を追認することから始まった。しかし、ここでは先ず、通常はブランドの付されていない商品から、公定価格表の様子を伺うことにしよう。公定価格自身はたびたび改訂されるが、以下では1941(昭和16)年版の公定価格表による<sup>148)</sup>。例えば主食である米の場合、白米の小売価格は商工省の告示により表7のように定められている(商工省告示第314号、1939年11月6日)。ここでは簡略化したが、府県名には、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の6県が東京府に並んで表示され、いずれも同じ価格が記されている。

表 7 白米小売価格

(14 瓩当)

府県名	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
東京府ほか	4. 75 円	4.63	4. 55	4. 45	4.35

出所)新体制実践研究会(1941)39頁。

また、東京における精米については、表 8 の通りである(東京府告示第 265 号、1940 年 3 月 12 日)。

表 8 精米小売価格(外国米に関する)

(14 瓩当)

1. 外国米 2 割未満混入のもの	4. 30 円
2. 外国米 2 割以上 5 割未満混入のもの	4. 20
3. 外国米 5 割以上混入のもの	4. 00
4. 外国米	3. 75

但し 2, 3 の場合、糯米 1 は割以上混入せるものは夫々10 銭を加算することを得。 出所)新体制実践研究会(1941)39 頁。

東京府では、この精米について、基本米に精麦の混入率を1割未満、2割未満、3割未満を設け、外国米の混入率との組み合わせ価格をも指定している(東京府告示第1393号、1940年11月9日)。等級が比較的明確なものについては、基本的にこのようなスタイルで公定価格表は構成される。例えば、味噌の場合は、原料が米、麦、豆の3種で、等級が上と並の2種、合計6種について製造業者および卸売業者の販売価格は10貫当り、小売業者販売価格は100匁当りの価格が指示される(商工省告示第449号、1940年8月17日)。

醤油についても、濃口醤油、薄口醤油、溜醤油の3種について、それぞれ第1から第4等級までの等級を定め、それぞれについて容器・用量ごとに価格を指示することになる。各等級については、比重、準エキス、食塩分、全窒素分によって規格が定められている。(商工省告示第451号、1940年8月17日)同様に、清酒についても、上等酒と並酒に分け、製造業者、卸売業者、小売業者のそれぞれの販売先別の1升瓶当りの価格を公定している。小売業者が樽入りの清酒を購入して量り売りをする場合には、樽詰め品を販売する場合の上等酒1.85円に、1升当り25銭を加算できるといった取引形態に応じた細かな指定がある(商工省・大蔵省告示第10号、1940年10月22日)。

これらはブランド化がほとんど進展していなかった商品であるが、ブランド化が進むと公定価格も難しくなる。例えばソースの場合、主要なメーカーはすでに11社あったようである。その各社が複数の等級の商品を、複数の容器で販売していた。うち8社が3つの等級、容器・容量8種類を販売していたことから、各社の銘柄を指定して価格を指定した。各等級において、各社間の価格差はない。残りの3社については、それぞれが販売する2つの等級ごとに、容器4について指定しているが、価格そのものは前の8社と変わりはない。ここでは各社の販売製品の規格がそのまま尊重されたことになる(東京府告示第494号、1940年4月30日)。

小麦粉になると事情はもう少し複雑である。小麦粉全体が「強力品一」「麩用」「普通品一」 「部外品」に分けられ、それぞれに対応する8社の銘柄にごとに価格が指定されている。最高 価格の「強力品一」でも、各メーカーの複数のブランドに異なる価格が指定されている。メーカーのブランドの多様性を認めたわけで、その結果、強力品一だけでも 46 銘柄に 15 種類の価格が指定されたことになる(農林省・商工省告示第 1 号、1940 年 1 月 31 日)。

各メーカーの販売単位が同じであれば問題はないが、実際にはメーカーによって製品の容量が異なる場合は少なくない。その場合には、規格によって販売単位を統一することはできず、現行の取引単位をそのままに価格を公定することになる。例えば、歯磨の場合、製造業者は3社であるが、メーカーによって容量が微妙に異なっており、それがそのまま指定価格に現れている。指定された価格は表9の通りであった(商工省告示第25号、1940年1月27日)。

種別	正味重	製造業者販	卸売業者販	小売業者販
	量	売価格(1打)	売価格(1打)	売価格(1箇)
ライオン粉歯磨 (大袋)	68 瓦	. 97 円	1.03円	10 銭
ライオン潤製歯磨(2号)	50	1.62 円	1.74	17
ライオン練歯磨チューブ入(3号)	79	3. 33	3. 57	35
ライオン練歯磨チューブ入(4号)	36	1. 73	1.85	18
クラブ粉歯磨特大号	110	1. 33	1. 43	14
クラブ半練歯磨 (大缶)	60	1.62	1.74	17
クラブ練歯磨チューブ入(大)	75. 5	3. 18	3. 40	35
クラブ練歯磨チューブ入(中)	35. 5	1. 63	1. 75	17
仁丹粉歯磨 (大袋)	68	. 86	. 92	9
仁丹半練歯磨 (徳用形)	72	2. 15	2. 34	23
仁丹半練歯磨チューブ入 (大型)	60	2. 54	2. 75	27

表 9 歯磨販売価格

出所)新体制実践研究会(1941)388頁。

容量の点ではシンプルでも、メーカーによるブランド差を典型的に示したのが化粧石鹸であった。化粧石鹸の公定価格は表 10 の通りであった(商工省告示第 23 号、1940 年 1 月 27 日)。

種別	正味重量	製造業者販売価	卸売業者販売価	小売業者販売価
		格 (1 打)	格 (1打)	格 (1 箇)
花王	28 瓦	. 98 円	1.03 円	10 銭
ニッサン	28	. 98	1.03	10
資生堂銀座	24	. 95	1.02	10
資生堂	26	1. 35	1.44	14
ミツワ	30	1. 56	1.65	16

表 10 化粧石鹸販売価格

出所)新体制実践研究会(1941)386-387頁。

こうしたメーカーごと、容量ごとの公定価格の複雑さを最も典型的に表したのが化粧品である。おそらく個別の銘柄ごとに価格を表示することはほとんど不可能であったからであろう、公定価格の表示は次のような方法によっている。まず、銘柄番号を1から49まで設定し、そのそれぞれについて製造業者販売価格、卸売業者販売価格、小売業者販売価格を指定する。次いで、種別として商品を「1. バニシングクリーム」から「21. 染毛料」までについて、銘柄番号に該当する各メーカーの銘柄を指定する。例えば、最初のバニシングクリームの場合、銘柄番号 4(製造業者販売価格 2.28 円/1 打、卸売業者販売価格 2.25 円/1 打、小売業者販売価格 2.27 円/1 街)に該当する6 社、8 銘柄が指定され、銘柄番号 5 (価格、順に 2.73 円、3.00円、.30 円)に該当する 9 社、12 銘柄が指定されるといった具合である(商工省告示第 442 号、1940 年 8 月 14 日)。

これをみれば、一口に公定価格と言っても、その設定は並大抵の苦労ではなかったことは容易に想像できる。メーカーのブランドが確立される商品については特に、メーカーごとに製品規格はあっても、業界で共有された規格はない。規格が異なれば当然ながら価格は異なる。これをそのまま公定価格として認めるというのでは、市場での実際の価格の値上げを食い止めるというだけで、とても「戦時原価計算」による「戦時適正価格」であるとはいえない。戦時適正価格を定めようとすれば、このほとんど無秩序ともいえる規格が問題とならざるをえない。

実際、1940(昭和 15)年1月の第一次公定価格では上に見たとおりブランド別に価格指定されたが、それもつかの間、やがて規格が細かく規定され、それに基づいて公定価格が決定されることになる。例えば化粧石鹸の場合、油脂原料の公定に先だって製品である石鹸の価格が公定されたため、原材料が値上がりを続ける中での製品価格の抑え込みという形となり、「不採算による生産手控え」の傾向を生み、「市場に品物の払底を招来せざるをえ」ない状況となるなど、大混乱となった。同年6月と9月に原料油脂の価格が公定され、12月には最終製品である化粧石鹸の新たな公定価格が表11の通り決定された。

#### 表 11 化粧石鹼販売価格(固形)

(1940年11月告示、12月実施)

1個当り正味重量	製造業者販売価格	卸売業者販売価格	小売業者販売価格	
25 匁以上	1 ダース 0.97 円	1 ダース 1.03 円	1個 0.10円	

出所) 花王石鹸 70 年史編集室 (1960) 86 頁。

これには別途極めて詳細な規格が指定されており、規格が統一された結果、「同分量(重量)同価格の原則」となり「各有名メーカーが各自の銘柄をもって品質を競った銘柄主義は、全面的に否定されることになった。」その結果、従来 25 匁以上の規格商品はいずれも実質上の値下げとなり、小売業者販売価格 10 銭以上の商品は向こう 3 カ月間の猶予期間内にストックの一掃を命じられた。こうした規格の統一は銘柄主義の廃止であり、「銘柄主義の廃止こそ、自由

主義経済の終焉を告げる挽歌でもあった」と言われる通り、メーカーの個別的な戦略は完全に終わりを告げることになる $^{149}$ 。

この規格の単純化については早くから何度も指摘されてきたことはこれまで簡単に触れてきたが、その行きつくところはまさにこうした銘柄主義の廃止であった。当然にブランドが確立した製品についての措置であるが、それが製品ごとにどのように指定されていったかを確認することはできない。しかし、「緊急物価対策要綱」発表時点ですでに公定価格、協定価格の数は中央で  $18~\mathrm{F}~4~\mathrm{F}$ 点、地方では  $60~\mathrm{F}~2~\mathrm{F}$ 店、あわせて  $78~\mathrm{F}~6~\mathrm{F}$ 店を記録していた。それらを徹底的に整理し、簡素化する必要に迫られていたわけで、国内体制強化策として打ち出されたのが「価格制度の徹底的簡素化」だったのである $^{150}$ 。

#### 5.4 鮮魚介類の公定価格

先に見たように、1939(昭和 14)年 10 月の価格等統制令では適用範囲は商工省関連物資に止まり、農林省関連物資は非統制品として扱われてきた。生鮮食料品の場合、生産量が自然条件に規定されて安定しないこと、単に量だけではなく品質の個体差が大きく、しかも時間の経過とともに鮮度が劣化し、それが価格に大きな影響を及ぼすことなどから、一般商品と同様の形で公定価格を決定することは不可能だと考えられたからである。その結果「商工省の全体主義的統制政策と農林省の自由主義的統制政策とが、時局発生以来相対立して貫流してゐた」のであった「551」。その中でも、器具などの材料費等の高騰もあって、生鮮食料品の価格も高騰を続けていた。9.18 停止後の物価政策をめぐる混乱は先に指摘したが、1939(昭和 14)年 12 月 27 日、政府と物価中央委員会との懇談会の最終的結論としての合意事項の「緊急措置を要する事項」の中に次の 2 項目が含まれていた「552」。

# 政府と物価中央委員会懇談会の合意事項(抄)(1939年12月27日)

- ・現下の米穀問題について国民の安心を確保するため重要肥料価格の昂騰阻止およびその所要量の配給確保に関し万全の対策を講じ、米価は少くとも現在以上には絶対にこれを引上げざることを実践的に明示するとともに米穀の配給の関し必要量確保の措置を講ずること
- ・米穀以外の生活必需品に対してもその価格騰貴を阻止するため取敢へず塩、醤油、味噌の 騰貴阻止に努めるとともに、惣菜用魚類、野菜類につき有効適切なる対策を実施せねばな らぬ

こうして、それまで国による直接的な統制の対象外とされてきた生鮮食料品についても、直接的強権的な統制が検討されることになる。特に鮮魚介類については、担い手が徴兵されると共に船舶の調達も容易ではなくなるなど、一般的な生産不足を加重する要因があった。それでも消費は増加傾向を続けたため、需給は一層逼迫し、価格高騰の深刻さが増していった。そし

てついに 1940(昭和 15)年 8 月から青果物について、そして同年 9 月からは鮮魚介類についても価格統制が始まる。以下では、生鮮食料品の中でも特に困難と言われた鮮魚介類の価格統制について簡単に見ておく 153)。

まず、日中戦争がはじまって以降の鮮魚介類の価格動向は表 12 の通りである。

年 次	総指数	食料品	鮮魚介類	備考
1938年	100	100	100	*鮮魚介類の公定価格設
1939 年	110	122	128	定前の1月から9月の平
1940 年	118	146	167*	均指数は 173

表 12 生鮮食料品の価格指数

出所) 高橋泰彦(1944) 3頁。

鮮魚介類の価格高騰が一般商品に対してかなり高いことが分かる。その原因を問うことはできないが、価格統制の対象外とされてきたことが関係していることは間違いない。こうした状況のもとでは鮮魚介類の価格を一日も早く何とかしなければならないという機運が生まれるのも当然と言えば当然であった。一般消費者をはじめ、物価当局、価格形成に関与する委員等から、早急な対策の樹立実行を求める声が矢のように要求されることとなったという。

1940(昭和15)年3月8日に「生鮮食料品応急対策」が閣議決定され、それに基づいて卸売人・仲買人の手数料・口銭の低減、仲買人の専門化、魚直配会社の設立、卸売価格を基準とした毎日の標準価格の設定とその自治監察制度、卸売市場及び小売商の定期的休業による消費節約などの方策が具体化されていった。しかし、「戦時下に於ける漁業生産力の減退と購買力の増加、殊に鮮魚介類に対する購買力の激増に基づく需給の不均衡に依る価格其のものの急騰力に対しては、中間経費の抑制を以てしてはその圧力が微弱であった」(9頁)。手数料の引き下げだけではなく、玉ねぎ、馬鈴薯、サバなど、一部品目については糶(セリ)を排除し、相対取引を行うこととされたが、いずれも価格の引き下げという点では十分な効果を挙げることはできなかった。

こうして、停止価格の適用から除外されていた鮮魚介類にもついに公定価格の設定が構想されるようになる。本来からすれば、この公定価格の設定は配給統制と同時並行的に行われるべきものではあったが、配給統制には価格統制以上の困難が予想されたこと、価格統制はまさに緊急を要していたことなどから価格統制を先行させ、それによって配給統制の実施を促進する狙いを込めて、この時点で価格統制が実施されることとなった 154)。

それはおよそ次のような内容のものであった(23~31 頁)。対象として設定されたのは代表的な魚種 77 種であり、これで取扱量の 70%を占めるものとされた。公定価格設定の基本的な目標は鮮魚介類の価格を 1939(昭和 14)年水準より高めないことに置かれた。その公定価格は最高価格として告示されることになるが、そのことは入荷量が多い時期や鮮度・品質の劣る

商品については当然のこととして、実際価格は公定価格よりも下がるものと想定されたことを 意味する。そのため、同一品種については、産地、鮮度、品質、大小、地方的嗜好の相違等に よる差異も設けられなかった。

この生鮮魚介類の価格統制は価格等統制令第17条に基づく告示(商工省農林省告示第16号、1940年9月21日)によって具体化された。公定価格は大消費地の卸売価格を基準とし、各魚種の月別最高相場の年平均額と、月別平均相場の年平均額を再平均して求めた。「鮮魚介類の公定価格設定という破天荒な前人未踏の烈しい企画に際して、具体的な方式を決めてくれたものは理論ではなかつた。実践の取引業者の経験でもなかつた。窮余の一策があつたばかりである」(25~26頁)というから、公定価格を実際にどのように決めるかについては大いに悩んだことが窺える。その上で、およそ原価計算が馴染まないことから、「魚の格」と言われた魚種間の価格差はできる限り維持することによって、生産の混乱を回避しようとした。

しかし、結果は当初の想定通りにはいかなかった。最も大きな見込み違いは、公定価格が最高価格であり、大量入荷時や劣等品についてはそれ以下の価格がつくという想定だった。実際にはそれらも含めてすべてが公定価格付近に張り付いてしまったという。「公定価格とは最高の販売価格であるから、品質の劣るものは最高価格よりも低くなるべきであると言ふ説明、又当然に低くなるであらうといふ想定も、公定価格表には書いてゐなかった」(48頁)のである。そのため、本来であれば最盛期に下がるはずの価格が下がらず、年平均をとってみれば、1939(昭和 14)年水準よりも高い価格となり、そこで安定することとなった。

その意味では、「暴騰した鮮魚類の価格引下げには成功しなかつたが、価格の抑制、暴騰傾向の抑制策としては充分に役割をつとめた」(44頁)とは言えるものの、そこには多くの問題があった。公定価格は価格の季節変動、産地や漁獲法による品質差などを全く無視したため、魚種や産地間の価格のバランスも崩壊したし、産地と消費地の価格が同一であったため産地の価格が高値に張り付き、大消費地までの輸送費等の経費が捻出できず、魚がまず生産地で消費されるようになり、大消費地への入荷量が激減し、消費地から産地に買出しに出かけるほどとなった。要するに、「魚の公定価格は誰も経験しなかつた画期的な企画だけに、自由競争下に会得した経験は一時役に立たなくなつた」(53頁)と言われるほどの混乱を招いたのであった。

混乱は価格面だけではなかった。さらに深刻だったのは、配給機能の統制がなかったため、一律に設定され卸売業者(荷受)と仲買業者の2段階の手数料が必要な中央卸売市場を回避して、卸売価格が1段階の類似市場に出荷する傾向が生まれ、さらには生産者団体による主要消費地への進出も行われたことであった1550。そうなれば、大消費地の中央卸売市場にはますます入荷が集まらなくなってしまう。要するに「当局は価格の公定のみに専念し此等のものゝ公定価格を考慮したる配給統制を速に立案実施しなかつたが為に各地の公定価格の不均衡と共に都会地への配給不円滑に依る大口の産地買出しも手伝つて益々配給の混乱、価格の不統一を来

たすことゝとなった」のである<sup>156)</sup>。

1941 (昭和 16) 年 3 月には「生活必需物資統制令」が公布された。この統制令は国家総動員法第 8 条の規定に基づいて、生活必需物資の生産、販売等にかかわる業者に対して必要なことを命じ得るという委任法である。それを受けて 4 月 1 日に鮮魚介類と医薬品及衛生材料が指定され、同日に「鮮魚介配給統制規則」が公布された。全国の主要な陸揚地を農林大臣が指定(約 120 カ所)し、産地で結成される出荷統制組合が出荷先、割合、数量、出荷時期等一切について計画を定め、農林大臣の承認を得ることとなった。さらに、主要消費地として全国で4 ブロックを指定し、陸揚された魚をブロック内に計画的に配給することとなった。要するに「消費地の価格の高低の如何に拘らず、計画的に出荷しやう」(75 頁)というのであった。

さらに、1941(昭和 16)年9月には先の公定価格が大幅に改定された。前年に設定された公定価格が価格騰貴の抑制には一定の効果を発揮したものの、鮮魚の出荷配給面で無視できない偏在をもたらしたことが最大の問題であった。この改正は多岐にわたっているが、主要な点は、次の通りである(79~93 頁)。第1に、消費地の最高価格から想定される必要経費(13~20%)を差し引いた産地価格を設定した。これはもちろん消費地への鮮魚の移動を促すための措置であった。第2に、公定品目を約100品目追加したことで取扱数量では従来の約70%から98%にカバーする魚種を拡げた。公定対象外の魚の高騰が鮮魚全体の価格水準を引き上げていたからである。第3に、地方価格もすべて中央で指定することとなった。これは地方間の競争的な価格設定を抑制するものである。こうして、極めて困難が予想された鮮魚について、さまざまな問題はあったものの、「一応全国的に統一のある安定感を与え」、「第一次の其れに比較し真に面目を一新した新らしい公定価格に変化」(118 頁)をもたらしたと言われる体制が整備されたことになった。

この公定価格の改正は主に3つの効果をもたらした。第1に品種間や地域間の価格均衡問題が完全に解決されたわけではないとしても、「全国的に見れば誰がやつてみてもこの程度の無理は真に止むを得ないのだといふ風に一般に納得のできる公定価格」が設定されたこと、第2にさまざまな問題を残すとはいえ、出荷配給統制がこの改訂された公定価格を基礎として出発されたこと、第3に公定価格上の解釈の余地を完全に解消した点があげられている(118-120頁)。

しかし、「公定価格は全国の生産事情に適合する様に調整されたものと考へ過去に於ける波乱の跡を顧みてほつと一息つく間もなく、やがてより深刻な別の問題がじりじりと前面に押し出されてきた。」(148頁)魚種間の価格の不均衡を背景としてではあるが、公定価格上最も採算面で有利な魚への生産の集中が顕著に現れるようになったのである。

先にも少し触れたが、労働力や資材、漁船魚場の制約、特に漁業用燃料の規制などによって、 鮮魚の生産量は大きく減少傾向にあったが、その中でより採算の取れやすい魚種への転換が進 んでいった。もともと現状の価格体系を大きく変更することなく「凍結」状態にすることを目 的とした価格設定ではあったが、大衆魚の方が高級魚よりもより安く設定されたことに加えて、大衆魚はほとんどが中規模ないし大規模経営によって担われていた。漁場も沿岸から遠く、大型漁船が必要で、燃料、綿漁網、若い労働力を大量に必要としたからであったが、これらが時局の影響を直接に受けるようになったのである。言い換えれば、需給関係を反映したはずであった公定価格が生産を誘導し、需給の新たな不均衡を生み出すようになったのである。個々の魚の価格は抑制されても、市場における総取引金額を総数量で割った「総合単価」が上がってくる。具体的には、イワシの価格もタイの価格も抑制したが、大衆はイワシが入手できずタイを購入せざると得ない状況になった。「指数は上手に抑制されたが消費者の魚屋に支払ふ金額は抑制し得なかったといふのでは一体何の為の公定価格ぞやと疑問を起こされても全くの處仕方がない」事態が待ち構えていたのである。(148-150頁)

こうした事態を受けて、「従来の価格政策を一擲して新構想の下に新たなる価格政策を樹立して、以て生産部面を指導する」(151 頁)べく策定されたのが、1943(昭和 18)年 3 月の「生鮮食料品価格対策要綱」である。この要綱は、基本的には先に述べた「緊急物価対策要綱」に沿いながらも、生鮮魚の特徴を反映する形となったが、その内容は次の通りである<sup>157)</sup>。

# 生鮮食料品価格対策要綱(1943年3月30日、閣議決定)

- 1. 戦時国民生活上必需の品種に重点を置き、これが供給の増強を期するとともに比較的不急と認められ、かつ他品種の生産確保上等に支障あるものについてはその生産を抑制する如く品種間価格の調整を行ふこと
- 2. 生産及び配給の実情に即応し一定基準に基づき価格に弾力性を付与する等の方法により 生産及び出荷の調整に資すること
- 3. 現行公定価格の品種の分類は相当煩雑にわたるものあるところ生産事情に応ずるとともに出荷配給機構の整備等を俟ち配給業者、消費者等に於ける諸事情を考慮し出来得る限り適当なる類別価格に包摂し、公定価格の簡素化を図ること
- 4. 必要に応じ適当なる検査制度等を活用し公定価格の範囲内に於て鮮度、規格に照応する 価格を実施せしむるため検査制度及び価格評価委員会機構等を整備強化し、これが統一的 なる運営をはからしむること
- 5. 生鮮食料品の品種に応じその季節性、地域性を更に慎重考究し、中央、地方を通じ現行 季節別価格及び地域別価格の格差を一層適正ならしむること
- 6. 価格の適正円滑なる運用に資するため速かに出荷配給機構の整備及取引方法等の改善を 図るとともに生産者に対する割当出荷の円滑なる励行を期し得る様公定価格上に於ても考 究を加ふること
- 7. 貯蔵性を有する優良加工品の生産を確保するためその生鮮品との価格均衡については慎重なる配意を行ふと共に不要不急と認めらるゝ加工品は之が生産を抑制すること

この「要綱」は「生鮮食料品価格対策要綱に関する件」として 1943 (昭和 18) 年 3 月 31 日 に発表されたが、そこには前文と後文が付されている。特に今回の趣旨を記述した後文を掲げておく (147 頁)。

### 生鮮食料品価格対策要綱に関する件(後文)(1943年3月31日)

大東亜戦争完遂の途上生鮮食料品の生産は、労力および資材の不足、時局に依る潰廃耕地の増加、漁船、漁場上の制約等の為、其の確保上に悪条件多く配給及輸送上の困難亦多きを加えつゝあるに反し、都市人口の集中増加等に依る消費の増大顕著なるものあり。従つて其の需給相当困難なる處農林省は生鮮食料品の我国民生活上に於ける重要性に鑑み、従来より生産の確保並に出荷配給の円滑を図る為各般の施策を講ずると共に其の価格に関しても価格統制令に基き統制を強化し来たりたり。…現在に於ては主要品種の大部分に付中央及地方に於て卸売価格及小売価格の設定を為しつゝあり。其の価格統制は価格昂騰の抑制を図ると共に季節的及地域の生産事情に応じ出荷配給の実情をも考慮し可及的其の円滑を図るを目途とし、最近に於ては新たなる構想の下生鮮食料品の特性に適応して公定価格に或程度の弾力性をも加ふることとし、生産の諸対策及配給の統制と相俟て戦時国民生活の安定を図り来りたり。

而して今般決定を見たる生鮮食料品価格対策要綱は右の従来より採り来たりたる価格対策を時局の要請に即応しより綜合的に一段と強化徹底して実行せんとする施策の基本的要綱を策定したるものなり。

文字だけではなかなかわかりにくいところはあるが、第1項でいう「必需の品種」は大衆魚であり、「比較的不急」であるのは高級魚である。後者の生産を抑制し、生産資源を前者に集中するというのである。こうして「従来の総花主義の公定価格が今度は根本的に覆へされ、寧ろ政策的には均衡を打破する如き価格を積極的に形成し、限りある資材労力を大衆向魚介類の生産増強に重点的に動員」(151 頁)しようというのである。そして実際、6 月に発表された淡水魚の公定価格では高級魚である「アユ」の公定価格が引き下げられ、大衆魚である「コイ」「フナ」「ドゼウ」の価格が引き上げられた。さらに 10 月の海産魚介類の公定価格では「マダイ」「アマダイ」「シラウオ」「ハモ」などの高級魚の価格が引き下げられ、「マイワシ」「ニシン」「サバ」「アジ」「タラ」などの大衆業の価格が引き上げられたのであった。(152 頁)

第2項の公定価格に対する「弾力性の付与」もまた生鮮食料品、特に鮮魚介に特徴的なものである。公定価格はもともと供給の画一性と安定性(不動性)が前提となるが、鮮魚の場合にはこのどちらもが欠けており、浮動性を帯びている。例えば、1つの産地で不漁であった場合、そこから供給を受けていた隣接の大消費地の入荷量が激減する。一般の市場取引であれば、その場合、価格が高騰して供給を呼び込むことが期待されるが、公定価格で価格が固定されると、

他の産地からの手配ができ、輸送手段も確保できたとしても、なお運賃等の諸経費が捻出できないため、必要量を確保できなくなる可能性は極めて強い。そのため、こうしたいわば異常時には公定価格に一定の弾力性をもたせようというのである。この制度自身は、実務的にはこの要綱に先だって、1943(昭和18)年2月の次の告示によって開始されていたのであり、上に引用した要綱の後文の中での価格の弾力性に関する記述もそれを受けてのものであった。いま、それが要綱の中で明確に追認され、位置づけられたのである。(155頁)

# 鮮魚介類公定価格の弾力化(要旨)(1943年2月、農林省告示第47号)

- (1) 鮮魚介配給統制規則第8条の指定消費地に付農林大臣が適用品種、適用地域及適用期間 を限定して告示したる時は公定価格に左の額を加算することを得 卸売業者販売価格に在りては正味1貫に付7銭 小売業者販売価格に在りては正味百匁に付丸は1銭、切身は2銭
- (2) 前項の加算額は前項の適用期間経過後は従前の公定価格に影響を及ぼすことなく復帰するものとす

この公定価格の弾力化の指定対象品種が比較的大衆魚に限定されたのは当然であった。なお、 農林省の告示では出荷配給部面から公定価格の弾力化が問題になっていたのに対して、要綱で はさらに生産部面をも考慮するものとなっている。

第3は「類別価格公定制」と呼ばれるものであるが、出荷配給機構の整備に伴って、価格を包括的に簡素化しようをいうのである。高級魚の価格が下がり、大衆魚の価格が引き上げられるとなれば、魚種間の価格差は縮小し、全体として公定価格の単純化は可能になってくる。但し、この問題はそう簡単にはいかなかったようである。従来の分類に中でも、主要なカレイを個別に価格指定した後、「其の他のカレイ類」という項目があり、一括して指定されていた。そうなると、ほとんど食用に適さないが、最も漁業の容易な「油カレイ」に生産が集中し、貴重な輸送力を使って都会の消費地に運ばれ、消費者には抱き合わせで販売されることもあったという。まったく逆に、数量は少なく、個別の価格指定を受けなかった高級カレイは「其の他のカレイ類」としてしか販売できないため、市場流通することなく自家消費に回されてしまう。類別公定価格制は確かに価格を簡素化するが、その影響は決して簡単ではなかった。そのことが予想される中で、それでも1943(昭和18)年10月、「マイワシ」「ウルメイワシ」「ニシン」「マダラ」「スケソウダラ」「ホッケ」について、指定消費地の「丸」の価格が同一価格に統一された。(159-162頁)

第4項以降についてはコメントを控えるが、要するに検査制度の確立強化、季節的及び地域 的価格調整問題、出荷配給機構の整備、貯蔵性を高めるための必需品の加工促進のための措置 である。これらが1940(昭和15)年9月以降の生鮮魚介類の価格統制の「実験」を通して浮 かび上がってきた課題だったのである。

この「生鮮食料品価格対策要綱」を「我が物価統制の理念とその価格統制技術に革命的発展を齎せるもの」と高く評価したのが高橋亀吉である<sup>158)</sup>。高橋によれば、従来の物価統制においては、価格の騰貴を抑制するという一点に置かれており、価格政策によって必要物資の生産を促し、そうでない物資の生産を抑制するといったことは理念として存在していなかった。「然るに、前記生鮮食料品価格対策要綱は物価統制の斯かる積極性を、はじめて全面的に積極的に実践政策の中に織込み、且つ、これに伴ふ統制技術上の困難を極めて手際よく解決してゐる」というのであった。

しかし、これが当初の目論み通りに行ったかというと決してそうではなかった。この間の主要魚類の漁獲高は表 13 に見るように激減していった。1943(昭和 18)年はまだ魚種によって変化があったが、1944(昭和 19)年ともなればすべての魚種で激減し、ほとんどの魚種で 1942(昭和 17)年の半分程度となってしまった。

表 13 主要魚類等の漁獲高の推移

(単位:万貫)

品目	1942 年	1943 年(前年比)	1944 年(前年比)
イワシ	22, 958	15, 641 ( 68. 1%)	9,889 (63.2%)
カツオ	2, 126	1,378 (64.8%)	1,057 (76.7%)
サバ	2, 803	3, 538 (126. 2%)	1,933 (54.6%)
タラ	5, 488	4,046 (73.7%)	2, 308 ( 57.0%)
アジ	1, 414	1, 323 ( 93.6%)	923 ( 69.8%)
サンマ	418	445 (106.5%)	91 ( 20.4%)
サケ	1, 418	828 ( 58.4%)	374 ( 25.2%)
マス	1, 519	2,058 (135.5%)	347 ( 16.9%)
貝類計	6, 448	6, 780 (105. 1%)	4,853 (71.6%)
イカ	3, 355	4, 143 (123.5%)	2,735 (66.0%)
昆布	3, 647	3, 509 ( 96. 2%)	2,823 (80.5%)
ワカメ	974	1, 472 (151.1%)	748 ( 50.8%)

出所) 卸売市場制度五十年史編さん委員会(1979) 1031 頁。原資料は農林省統計表。

これでは品不足は明らかで、配給に遅配、欠配が続くのも当然と言えた。魚介類等の配給量と消費量は、1943(昭和 18)年3月の東京市の調査によれば、表14のとおりである。1943(昭和 18)年にしてこれであるから、1944(昭和 19)年以降はもっと酷かったことは想像に難くない。

配給量は消費量の6割から7割程度に過ぎない。これを見れば、「生鮮食料品の闇取引は戦争末期以来いよいよ顕著に行はれ統制は全く有名無実となつた」というのも頷ける<sup>159)</sup>。価格問題は物資があってこそ生じる問題であり、ここまで物資が不足するようになれば、もはや価

		1ヶ月1世帯当り	1ヶ月1人当り	1日1世帯当り	1日1人当り
魚	配給量(匁)	1, 087	195	35	6.3
介	消費量	1, 495	268	48	8.6
類	差	408	73	13	2.3
肉	配給量(匁)	100	18	3. 2	0.6
	消費量	152	27	5. 0	0.9
類	差	52	9	1.8	0.3
別	配給量(個)	10	2	0.3	_
	消費量	17	3	0.5	_
類	差	7	1	0.2	_

表 14 戦時下の魚介、肉、卵の配給量と消費量(1943年、東京市)

出所) 卸売市場制度五十年史編さん委員会 (1979) 1033 頁。原資料は東京市戦時生活局調査。

格問題は問題となる余地もなかった。

## 5.5 戦争末期における物価対策の破綻

「戦争末期」という言葉をどの時点から使うべきなのかは、必ずしも明確ではない。しかし、 価格統制を主題とする本稿の関心から言えば、物資の欠乏が決定的になった段階では、もはや 価格問題どころではなくなるという意味で、「戦争末期」に至ったと理解することに問題はな いだろう。しかしそれでも、実際にいつの時点からそうなったかを特定することは必ずしも容 易ではない。物資の不足は物資によって異なり、少しずつ徐々に訪れる上に、代用品や粗悪品 の氾濫をどう見るかという問題もあるからである。

そうした問題はあるものの、1943(昭和 18)年 2 月の、政府が関与した「粘土石鹸」などは「戦争末期」の比較的初期の部類に属するであろう。商工省不足物資協議会が、吉川英治の小説『宮本武蔵』の中で武藏が粘土で体を洗ったという記述があったことに加えて、かつてドイツで粘土を混ぜた石鹸があったことから思いついたという。粘土の一種ペントナイトで作った油の要らない石鹸がそれで、試作品が好評だったとして、大日本油脂、日本油脂、ライオン、油脂、芳誠舎、共進舎などの大手石鹸メーカーに命じて 800 万個もの大量生産に乗り出した 1600。同年 3 月の公定価格の改訂に際して、これも「戦時石鹸」として、1 個 112.5 グラム(30 匁)の石鹸の製造業者販売価格 77 銭(1 ダース)、卸売業者販売価格 86 銭(1 ダース)、小売業者販売価格 8銭(1 個)と公定された 1610。化粧石鹸を 1 個 25 匁に統一しながらこの戦時石鹸を 30 匁としたのは、それが代用品であることを強調するためであったのかもしれないが、価格は相当に安く設定されている。それだけ品質が劣ることを商工省自身が認めていたことになる。代用品の模索はここまで進んでいたのである。そうなれば、1944(昭和 19)年には「最近石鹸不足に乗じ粗悪不良の品が代用石鹸と銘打って市場に或いは闇から闇へ跳梁しつゝある状況」

になったというのも不思議ではない162)。

食料品でも事態は深刻になる。1943(昭和 18)年にもなれば「小売商迄の配給機構はほぼ完成され、横流れの余地に乏しい」状態にはなったが、小売商一家庭の間には問題があった。特に生鮮食料品については深刻で、国民生活にかなり暗い陰を投げかけていたという。「その根本原因は隣組配給量の不足にあり、公の配給量は生活必需量の 7,8 割と」と言われた。そうなれば、国民は不足する 2,3 割を求めて、外食、統制外品の購入、買出しによる地方からの入手等によってこれを補うことにならざるをえない  $^{163}$ )。買出しは正規の配給ルートからの逸脱であり、それ自体「統制違反」であるに違いなかったが、それでも国民はそれに頼るしか方法はなかったのである。

1943 (昭和 18) 年 9 月 21 日、政府は「国内体制強化方策」を閣議決定するが、その大方針の実施に当たり、首相・東条英機は国民にラジオで次のように呼びかけた<sup>164)</sup>。

### 東条英機首相ラジオでの呼びかけ(1943年9月21日)

今や敵米英は予期せる如く、あらゆる犠牲をも顧みず、短時日のうちに帝国を圧倒せんとして、頻りに反抗の挙に出て戦局は日一日と苛烈の度を加へてゐる。一億国民が決意を新たにし、あらゆる職域に於てあらゆる私生活に於て、一大勇断を以てすべてを挙げて戦争完勝の一点にすべき緊急の時期は到来したのである。今こそ一億国民が宣戦の大詔を奉戴せし彼の日の感激を以て再び奮起するの秋は来つたのである。

戦局が容易ならざることを訴え、国民に「緊急の時期」がきたことを訴えたのである。翌10月には「敵機の大挙来襲に備へ」るため防空法の改正法案が議会に提出されるが、それは「最近欧州における都市爆撃の実情に鑑み、現行法を以てしては到底不可能なりとし、衣食住は勿論、国民生活の全面的に亘り、空襲即応の措置を講じ得る広義防衛体制の確立が要請され、防空業務の拡張、強権発動による人口疎開、施設、事業または物件の移転、一定区域内の家屋、施設の疎開、入市制限、防空施設整備のため、土地、家屋等の収容又は使用、必要に応じて営業其の他の業務の禁止、訓練事故者に対する扶助金の給付、防空に要する費用の負担区分」などを含む「都市の要塞化」を目指すものであった<sup>165)</sup>。

大規模な爆撃が予測されるようになると、都市は都市疎開と生産疎開の対象となる。都市疎開には、建物を除去して不燃地帯を作る建物疎開と、学童疎開に典型的なように戦争行為に直接かかわらない人びとをより安全な場所に移転させる人員の疎開が含まれる。生産疎開は重要な生産・供給施設等を移転、分散、転換させることを言う。それによって、都市は人口が減少し、その姿を大きく変えてゆく。人口が減少すれば、小売業の「過剰性」はより鮮明になるし、配給問題も価格問題もその性質を大きく変える。問題はもはや配給や価格ではなく、都市そのものの存続に移っていく。

1944(昭和 19)年 3 月、政府は「決戦非常措置要綱」を発表(閣議決定は 2 月 5 日)するが、その概要は次の通りであった  $^{166}$ 。

## 決戦非常措置要綱(要旨)(1944年3月)

決戦の現段階の即応し国民即戦士の覚悟に徹し、国を挙げて精進刻苦、その総力を直接戦力増強の一点に集中し、当面の緊急施策の急速徹底をはかるの他先づ左記の非常措置を講ず

- 1. 学徒動員体制の徹底
  - 中等学校以上の学生生徒の勤労動員、学校校舎の軍需工場、非常用倉庫等への転用等
- 2. 国民勤労体制の刷新
  - 職業転換・適正配置並に勤労管理、特に家庭の枢軸でない女子の女子挺身隊強制加入等
- 3. 防空体制の強化
  - 重要工場等の防空強化、一般疎開の実施強化、第二次官庁疎開、脆弱木造官庁建物の移転 除去等
- 4. 簡素生活の徹底の覚悟と食糧配給の改善整備 国民生活の徹底的簡素化、如何なる生活にも耐へふる覚悟等
- 5. 空地利用の徹底
  - 隣組、学校生徒等を動員し、あらゆる空閑地を食糧作物に利用
- 6. 製造禁止品目の拡大と規格統一の徹底 製造禁止品の範囲を拡大すると共に規格の統一を徹底す
- 7. 高級享楽の停止

高級料理店、待合は之を休業せしめ、又高級興行歓楽場等は一時之を閉鎖し、その施設は 必要に応じ之を他に利用すると共にその関係者は時局に即応してこれが活用を図る

8. 重点輸送の強化

旅行の徹底的制限、線路の戦力増強・防空疎開への転用

9. 海運力の刷新強化

船舶建造の急速増加と船舶運航効率の向上

- 10. 平時的又は長期計画的事務及び事業の停止 表記事務を1年間停止し、職員は他の緊急事務に充当
- 11. 中央監督事務の地方委任
- 12. 裁判検察の迅速化
- 13. 保有物資の積極活用
- 14. 信賞必罰の徹底と査察の強化
- 15. 官庁休日を縮減し常時執務の体制を確立す

(附) 皇国隆替の岐路に際し挙国必勝に信念に徹し、国民総動員体制を強化し、真にその総力を竭して戦力増強、食糧増産にそれぞれの職域に邁進するとともに、時局突破のため国民生活を徹底的に簡素化し、あらゆる忍耐を覚悟するの真摯熱烈なる国民運動の展開を期待するものとす。

要綱のタイトルからして「決戦」であり「非常措置」である。内容的にも、学徒動員であり、女子の挺身隊への強制参加であり、空閑地における食糧の栽培であり、徹底した国民生活の簡素化であった。製造禁止品の範囲は拡大し、高級歓楽街も閉鎖され、旅行は制限され、輸送も戦力増強と疎開に向けられる。ここでは物価問題は姿を消す。もはやそれどころではない状態だったというのが実情であろう。これでは、いかに大本営が日本軍の進撃を発表しても、もはや日本の劣勢を覆うことはできなかった。否、それだからこそ、国民に生活の一層の簡素化を求め、国民運動の展開を呼びかけなければならなかったのであろう。

さらに同年6月には、農商務省は指定衣料品(ネル、晒、手拭、タオル、靴下、シャツ、ズボン下、パンツ、ズロース、ブラウスなど22品目)の一般小売商での販売を禁止、手持ち商品の買い上げを地方長官に通牒し、末端配給を隣組単位の配給に踏み切った。これは事実上の衣料品店の「営業停止」であり、これによって小売店の転廃業がさらに進むことになる1670。物資の欠乏は決定的であった。それでもなお、消費節約の必要性が強調される。「今日われわれが品物をどんどん買ひあされば、それだけ闇の値段がぐんぐん上がつてくる。その品物の中には、第一線において使はなければならぬものまで横取りすることになる。今日われわれが使ってゐる多くに品物もそれをだんだんに仕分けて行けば、やはり直接間接に軍需品となる」のであり、「衣料切符の一割を節約」すれば「落下傘90万個の原料となる」というのである1680。

1944 (昭和 19) 年 3 月には、戦地では太平洋戦争の中でも最も無謀とも言われたインパール作戦が開始される。ここまでくれば、もう戦争の末期感が確実に漂っていたといってよい。「ソロモン、ニューギニア戦線に於ける敵米軍の作戦、用兵方式が『一平方米につき一日着弾二発も打ち込みわが軍がゐようがゐまいが、蟻一匹も生残さぬやうにしておいて、歩兵、砲兵が進み、その後をトラクター式の機械で道路をつくつて、兵員、資材をトラックで運んでくる』所謂堅実戦法であり、『戦つてゐるのは終始鉄であつて兵隊ではない』ところの鉄量戦争」の様相を見せ始めていた 1690。1944(昭和 19)年 7 月、ついにサイパンが陥落してアメリカ軍による本土爆撃が現実的なものとなり、総理大臣も太平洋戦争を指揮してきた東条英機から小磯国昭に交代した。明らかに戦争末期であったが、それでも戦争はそれからまだ 1 年余り継続する。

軍事優先は戦時下では初めから当然のこととされてきたが、戦況が厳しくなるにしたがって その影響は大きくなる。例えば、1943(昭和 18)年 11 月に始まる 1944(昭和 19)米穀年度 は切迫した戦局の中で厳しい出発となった。朝鮮半島における不作の影響で、朝鮮産米の輸入 が不可能になった。従来はそれを外米の輸入によって補ってきており、すでに配給米に外米が混入するようになっていた。しかし「昨年度は相当量の外米が尊い船腹によつて輸入されてゐた」が、「本年度はどうしても不足分を外米で補填するといふやうな安易さは絶対にもつことを許されない情勢にある。」なぜなら「皇国将来の大飛躍を確保するためには今日こそ一億の総力をたゞ直接の戦力増強のために結集すべき時である。言葉をかへていへば外米依存を脱却することこそ食糧需給上に要請される最大の問題である。…外米 100 万噸(610 万石)を運ぶためには 68 万噸の船腹を要し、この船でボーキサイトを運べばアルミニューム 17 万 4 千瓩が得られ、これで飛行機を作れば 250 機が作れることを銘記せねばならない」というわけである。国民の主食を輸入する船さえ節約して戦闘機に代えなければならない。「軍事優先」はそこまで来たのであり、それでも国民はそれに耐えなければならなかった 1700。

米がなければ他の食材で補うしかないが、雑穀の主食代替率は、1943(昭和 18)年の 5.6% から、1944(昭和 19)年の 14.0%、1945(昭和 20)年の 17.7%へと上昇した。しかし、不足したのは米だけではなかった。先にも指摘したが、肥料・飼料や機械器具を含む生産資源が絶対的に不足し、労力までもが徴用されるに及んで、「生鮮農業食料品の生産は年とともに悪化し、計画量の配給は全く破綻に瀕」するようになっていった 1711。当然、栄養事情も悪化する。この間の大阪市における栄養摂取量は表 15 の通りであった。

	1942年7月	1943年4月	1944年3月	1945年3月	1945年7月
配給熱量(智)	1, 580	1, 553	1, 403	1,581	1, 277
摂取熱量(タニ)	1, 921	1, 920	1,842	1,920	1,824
配給蛋白(ダラ)	49. 4	48.8	38. 3	42.8	50, 5
摂取蛋白(ダラ)	70. 9	67. 5	59. 0	63.4	79. 0

表 15 大阪市における栄養摂取量の推移

出所)朝日新聞経済部(1947)170頁。原資料は大阪市生活科学研究所調査。

1945 (昭和 20) 年にもなれば本土空襲が本格化したこともあって、生鮮食料品の生産・配給体制は大きく崩れ、配給熱量も大きく減少した。食糧配給は熱量に換算しても摂取量の7割程度にまで落ち込み、しかもその配給が不規則化していった。国民は残りを闇取引に頼らざるを得なかった。

「現代戦の進行状況に鑑みて飛行機と潜水艦が輸送破壊に大威力を発揮する、といふことを 考慮に容れるならば、輸送の完遂を前提として立てた、国土計画や生産計画は、一遍の抽象的 机上論に終わり、国家を危殆に導くものであり、敗北思想とさへ極言されて仕方ない位である。 …満州、北支は原料と鉄鋼業、北支はその他に綿花と塩、南方は一体に原料、内地はこれらの 輸入を土台とする精密工業などゝいふ、昭和17年の抽象的立地計画すら実行不可能であって、 即地即応の調弁主義によらねばならぬ。止むを得ず輸送すべき物は、鉄鋼船の他に木造船、そ れも南方材によるジャンクを活用するの外はない<sup>172)</sup>」といわれるようになれば、滑稽なまでの悲壮感が漂う。こうなっては価格問題は完全に視野の外に置かれることになる。

1944(昭和 19)年 1 月末以降の戦局の悪化に対処するため、軍事物資の緊急増産体制がとられるが、それは急激な原価の高騰を促し、財政支出は膨張して通貨は増発され、財貨不足と一般購買力の累増は「悪性インフレを暗示するに十分であった。かゝる情勢に対し総合的物価対策の急速な実施が要望され物価対策樹立機関として政府は 1 月に物価協議会、8 月には生活用品の価格査定を一元的に実施するため中央地方に生活用品価格査定委員会を設立し、11 月には総合施策の強力実施機関として総合計画局を設置した。1733」

その間、8月には、「生鮮食料品価格特別措置」が発表され、品種、期間、地域等の例外を設け、大都市に価格操作権を与え、公定価格の簡素機動化を図ることになる。そこまで都市部への物資の供給が停滞していたのであった。しかし、これも「画期的価格対策であったが、一般物価との関係から価格操作にも限度があった。」

さらに、軍事物資の生産増強を図る一方、それが一般物価に悪影響を及ぼすことを阻止するため、1944(昭和 19)年 3 月に亜鉛、鉛の生産者価格を改定し、需要者価格を据え置き、差額を「価格調整補給金」で補填することとしたほか、8 月には電気銅にも拡大された。1945(昭和 20)年 2 月にはアルミ、アルミナ価格の生産予算払制度が導入され、価格差については政府予算で補填するなど、生産増強と価格安定に苦慮を重ねた。「この補給金制は生産者保護と悪循環除去を目的としたものであるが国庫金の厖大支出はインフレを促進せしめ低物価と生産増強の調整は所詮困難であった。」この間、1945(昭和 20)年 1 月、戦時物価審議会が設置されるなど、政府が価格統制を通して物価の安定を図ろうと努力したことは間違いないのだろうが、もはやそれが効果を表すことはなかった。「空襲被害の激増や食糧事情の窮迫は闇物価の上昇と追随的公定価格の改訂を促」す結果に終わり、低物価政策そのものが基本的に破綻する結果となった。

「一億総武装」などと言う勇ましい掛け声は空しく響き、国民の「精神的結束など思いもよらぬもの」となっていく。「国民の一人一人が政府を頼らなくなりつつあったのである。…買漁り、買溜めが各所で本格的に始まった。そして、それはすぐに蔓延し、燎原の火のように拡がっていった。『闇でいくら。』という言葉が時局柄とはいえ、恥しくもなく言い交されるようになった。「174」、闇取引が天下に大手を振って登場するとき、それはまさに戦時物価政策が実質的に終焉したときであった。

## 6 結び

「日本の全産業、いな日本の全経済は、いまやその持つて生まれたる疾患である『計画性の欠如』といふことに悩み抜いてゐるといつてよからう。経済の組織に『計画性』がない、『統制』を欠いてゐる、といふことが当面の日本経済の最も大きな課題だといふふうに見えてゐる

のである。」

これは盧溝橋事件直前の 1937 (昭和 12) 年 6 月に出版されたある『朝日時局読本』(第 5 巻) の冒頭の一文である。同書はさらに時代の空気を次のようにも表現している。「ソヴェトの計画経済による飛躍的な軍備の拡充は、同じく軍備の拡充を焦眉の急としながらも思ふに任せぬわが生産増大、いな生産の増大が進めば他方に赤字公債がふりまく矛盾が経済界のあらゆる部面に露出する日本としては、当然に国民経済の『計画化』に対する大なる憧憬があふられざるを得ない。<sup>175)</sup>」

準戦時体制が深化する中、経済にはさまざまな矛盾が現れ始めていた。その根本的な原因を経済における「計画性の欠如」に求め、国家による統制によってこれを解決し得るとする風潮が時代の空気を支配していた。「自由か統制か」それは1936(昭和11)年3月に成立した廣田 弘毅内閣の重要なテーマであった。

1937 (昭和 12) 年7月の盧溝橋事件はこうした時代の中で発生し、結果的にはそれが以後8年余りに及ぶ長期戦となり、最後は悲惨な「総力戦」となる太平洋戦争の始まりであった。しかし、初めからそうなることが予期されていたわけでは決してなかった。むしろ当初は短期のうちに終結することを期待した「事変」として出発したのであった。したがって、本稿の課題とした価格統制にしても、始めは戦時景気の中での思惑取引による暴利の取締りから出発し、業界の自主的最高価格の設定を経て国家による公定価格へと進んでいった。しかし、資源の多くを輸入に依存する日本で、すべての物資について公定価格を設定して、価格騰貴を強制的に抑制することには無理があった。その無理は闇取引を生み、闇価格を生み出す。公定価格はそれが生み出した闇価格と戦いながら、さまざまにその統制方法を進化させ、統制を強化していった。

戦時経済体制は莫大な軍事予算を伴い、大量の貨幣を市場に投入する反面、生産体制を民需品から軍需品へと大きくシフトさせる。物価は必然的に上昇傾向もつことになるが、輸出振興のためにも国民生活の安定のためにも、物価の安定は必須とされる。戦争経済は当初から低物価政策と生産力増強という両立しがたい目標を掲げて進まざるを得ないことになる。その矛盾は初めはそれほど表面化しないが、やがてさまざまな形で現実的な矛盾をとして姿を現すようになる。公定価格の設定は、形式的には最高価格であって、それ以下の価格での販売は当然に認められていた。その限りでは、公定価格は価格メカニズムの働きを全面的に否定したものではなかったようにも見える。需要の閑散期はもちろん、品質・規格の劣るものについては、価格は当然に公定価格よりも下がるものと期待された。しかし、実際には価格は最高価格周辺に張りつき、公定価格は指定価格と同様の結果をもたらした。その意味では、価格メカニズムは事実上否定されたかに見えた。

しかし、実際には価格メカニズムは強力に作用し続けた。価格の高騰が激しい製品の価格が 公定されると、公定されていない製品の価格が高騰するといった「いたちごっこ」が繰り返さ れる。さらに製品価格が公定されても原材料等の要素価格が高騰するとなれば、生産の手控えが発生し、供給不足から価格の高騰をもたらす。要素価格を含めて価格が抑え込まれ、その中で生産力増強が強調されると、量目不足や品質低下が登場し、それはさらに新規格の登場となって現れる。こうして生活必需物資を含めた重要物資の安定確保が困難になると、重要物資の公定価格を高く設定し、それ以外の不要不急物資の公定価格を低く設定して生産を必需物資に誘導するようになる。さらに、生産者価格の上昇と消費者価格の据置きという矛盾は政府の補助金という手段によって埋め合わされるようになる。その上、最後には価格報奨制度であり、公定価格の弾力化であった。それは本来意図した価格抑制策とは趣旨を異にするとはいえ、価格メカニズムの働きを「利用」した価格による生産の誘導であった。

改めて指摘するまでもないが、価格メカニズムの働きは2つの側面を含んでいる。第1は市場における需要と供給によって自由に価格が決定されるという側面であり、第2はその変動する価格に誘導されるように需要と供給を変動させるという側面である。こうした自由な価格の変動による市場的調整の中に日本経済の「持つて生まれたる疾患」としての「計画性の欠如」を見、「統制の必要性」を見、それが経済の統制化の扉を開いていった。戦争の始まりがその直接のきっかけとなった。その時点でどこまでの統制が可能で、どこまでの統制によって必要な計画性を確保できると考えたかは明らかではないが、いったん統制が始まると、後は次々と現れる「統制の矛盾」をカバーするように新たな統制が繰り出されていくことになる。

戦時経済の初期において特に問題となったのは、価格メカニズムのうちの第1の側面であり、公定価格の設定は価格メカニズムのこの側面を否定することに力点が置かれた。しかし、価格を形式的に押さえつけても、価格メカニズムの第2の側面を封じ込めることはできなかった。価格が抑え込まれれば、生産が縮小していくことは避けられず、皮肉にもそれが今度は価格の上昇を促すことになっていく。その意味で、公定価格の設定に加えて、本稿ではまったく触れることはできなかったが徹底した配給統制や消費規正を同時に行ってもなお、価格メカニズムの第2の側面は強力に作用し続けたことが理解できる。生産と消費と流通(配給)が完全に計画的に統制されない限り、価格メカニズムの力はどこかに強力に姿を現してくる。8年余りの価格統制の歴史は、むしろそのことを物語っているように思われる。

戦争末期には空襲が日常化することで、生産拠点が破壊されただけではない。建物疎開や学童疎開などによって都市そのものが危機に瀕するようになる。さらに、徴兵と徴用によって各生産分野での労働力は大きく奪われていった。戦争は最終的には農地や工場といった生産拠点を奪い、原材料や機械などの生産資源を奪い、物資の移動を担う輸送手段を奪い、それらすべてを担う労働力を奪っていった。そうなっては、もはや価格問題どころの話ではなかった。その意味で、価格統制問題は物理的に破壊されていった。しかし、それ以前に、ヨーロッパ諸国からの生産資源の輸入が途絶することによって大東亜共栄圏内での自給自足を掲げざるをえなくなった時点で、物資の不足は決定的となっていた。基本的なある程度の物資供給体制が確保

されて初めて、有効な資源配分が問題となりうるという点からすれば、生産資源の確保が絶望 的となった時点で戦時価格統制は事実上破綻していたということができるように思われる。

#### 【付記】

- ・本稿の新聞記事の引用はすべて、「神戸大学図書館新聞記事文庫」による。日付の後の記号は「切抜帳 一覧」の分類番号である。
- その他の引用文献の大半は「国立国会図書館デジタルコレクション」による。
- ・引用に際し、片仮名を平仮名に、旧漢字を新漢字に改めたほか、最小限度、句読点を補った。

### 注

- 93) 明石照男(1943)110頁。
- 94) 東洋経済新報社(1941b) 26-27頁。
- 95) 山一證券株式会社調査部(1939) 10-11 頁。
- 96) 明石照男(1943) 112-113頁。
- 97) 朝日新聞経済部(1940) 56-57頁。
- 98) 商工経営研究会(1939)2頁。
- 99)物価局1940、1-2頁。
- 100) 銀行問題研究会(1939) 8-9頁。
- 101) 商工省物価局(1943)17頁。
- 102) 明石照男(1943) 117頁。
- 103) 渡部政雄(1942) 94頁。
- 104) 渡部政雄(1942) 94-95頁、朝日新聞経済部(1940) 207-208頁、221頁。
- 105) 朝日新聞経済部 (1940) 57 頁、221 頁。
- 106) 朝日新聞経済部編(1941) 131 頁。
- 107) 山田小四郎 (1941) は 1941 年 4 月末時点での最高価格設定品目数を、中央で 47,607 点、地方で 433,393 点としている (56-57 頁)。
- 108) 山田小四郎 (1941) 11-14頁。
- 109) 商工省物価局(1943)19-20頁。
- 110) 法令調査研究会(1940) 9-13 頁。
- 111) 大阪毎日・東京日日新聞エコノミスト部 (1942) 132 頁。
- 112) 商工省物価局(1943)23-24頁。
- 113) 商工組合中央金庫調査課(1941) 102頁、昭和研究会(1941) 288-289頁。
- 114) 郷司浩平(1944) 51-52 頁。
- 115) 郷司浩平 (1944) 53-54 頁。
- 116) 郷司浩平 (1944) 60-64 頁。
- 117) 東洋経済新報社(1941a) 13-14頁。
- 118) 郷司浩平 (1944) 65-67 頁。
- 119) 報知新聞社政治部(1940) 自序1頁。
- 120) 郷司浩平 (1944) 55頁。
- 121) 東洋経済新報社(1941b) 28-35 頁。

- 122) 東洋経済新報社(1941b) 28-35 頁
- 123) 東洋経済新報社(1941b) 20 頁に引用された豊田貞次郎商工大臣の言葉。
- 124) 商工省物価局(1943)28頁。
- 125) 菱沼勇(1943)6頁。
- 126) 商工省物価局(1943)29-30頁。
- 127) 東京商工会議所(1941)73-77頁。
- 128) 「社説 低物価・生産増強の成否」『東京朝日新聞』1941 年 8 月 14 日(物価 17-021)。
- 129) 朝日新聞経済部 (1944) は、この「低物価と生産増強の調整に関する件」以降を「過渡的な補助金 政策の時代」と位置づけている (112 頁)。
- 130) 東京商工会議所(1941)77-83頁。
- 131) 毎日新聞・東京日日新聞社エコノミスト部 (1942) 135 頁。
- 132) 商工省物価局(1943)32頁。
- 133) 朝日新聞経済部編(1943)78-79頁。
- 134) 郷司浩平(1944) 4-5 頁、93 頁。
- 135) 企画院研究会(1944) 143 頁。
- 136) 菱沼勇(1943) 7-8頁。
- 137)「支那物資の買附 現地の適正価採用」『東京毎日新聞』1943 年 2 月 17 日(国際貿易 0c-120)に伝えられた岸信介商工大臣の談話。
- 138) 中央物価統制協力会議(1943)41-42頁。
- 139) 郷司浩平(1944) 166-167頁。
- 140) 企画院研究会(1944) 139 頁。
- 141) 中央物価統制協力会議(1943)34-46頁。
- 142) 郷司浩平 (1944) 167 頁、175 頁。
- 143) 朝日新聞社(1944a) 112 頁。
- 144) 中央物価統制協力会議(1943)36-37頁。
- 145) 中央物価統制協力会議(1943)37-40頁。
- 146) 郷司浩平 (1944) 167頁、175頁。
- 147) 風呂勉 (2009) 2頁。
- 148) 以下は新体制実践研究会(1941) による。
- 149) 以上、化粧石鹸については、花王石鹸 70 年史編集委員会 (1960) 85-87 頁、109-117 頁による。
- 150) 朝日新聞社(1944a) 112頁。
- 151) 朝日新聞経済部(1940) 57頁。
- 152) 朝日新聞経済部 (1940) 221-222 頁 (内閣書記官長談)。
- 153)以下、本項及び次項は、特に断らない限り、高橋泰彦(1943)による。本文中の()内の頁数は同書からの引用を示す。
- 154) 中央物価統制協力会議(1941b)2頁、食品局生鮮食料課長・西村彰一の説明。
- 155) 水産経済研究所(1941)9-10頁。
- 156) 商工経営研究会(1941)38頁。
- 157) 中央物価統制協力会議(1943) 40-41 頁。
- 158) 高橋亀吉(1944)212-215頁。
- 159) 朝日新聞社 (1947年) 162頁。この生鮮食料品に対する統制は、1945(昭和 20)年 11月 17日にマッ

カーサー司令部の指示にしたがって撤廃された。

- 160)「"感謝" の石鹸も特配 原料は粘土の新製品」『東京朝日新聞』1943年2月3日(化学工業06-129)。
- 161) 花王石鹸 70 年史編集委員会 (1960) 89 頁。
- 162) 大阪府警察局治安部経済保安課(1944)44頁。
- 163) 東洋経済新報社 (1944) 239-240 頁。
- 164) 朝日新聞社(1944c)1頁。
- 165) 東洋経済新報社(1944) 122 頁。
- 166) 東京市政調査会 (1944) 41-43 頁。
- 167) 風呂勉 (1992) 119頁、風呂勉 (2009) 35頁。
- 168) 下村宏 (1944) 128-129 頁。
- 169) 弘津恭輔(1944) 1頁。
- 170) 大阪府警察局治安部経済保安課(1944)44-45頁。
- 171) 朝日新聞経済部 (1947) 169-170 頁。
- 172) 金子鷹之助 (1945) 79-80 頁。
- 173) 以下、本節末まで、朝日新聞経済部(1947)160-161頁による。
- 174) 田中申一 (1974) 580-581 頁。
- 175) 東京朝日新聞論説委員(1937)2頁、10頁。

——(1942)『改訂統制経済読本』一元社。

《参考文献》
明石照男(1943)『支那事変下の物価政策概観』(私家本)。
朝日新聞経済部(1937)『朝日経済年史 昭和12年版』朝日新聞社。
(1938)『戦時体制下の日本経済 朝日経済年史特輯』朝日新聞社。
(1939)『再編成過程の日本経済 朝日経済年史特輯』朝日新聞社。
(1940)『世界騒乱と日本経済 朝日経済年史 昭和 15 年版』朝日新聞社。
―――(1941)『新体制下の経済 朝日経済年史 昭和 16 年版』朝日新聞社。
――― (1943)『大東亜戦争と日本経済 朝日経済年史 昭和 17、18 年版』朝日新聞社。
朝日新聞社(1944a)『日本経済の決戦態勢 朝日経済年史 昭和 19 年版』朝日新聞社。
(1944b)『朝日東亜年報 昭和 19 年第 1 輯 苛烈なる世界戦局』朝日新聞社。
(1944c)『国土防衛と人口疎開』朝日新聞社、1944 年。
(1947)『日本経済の民主化 朝日経済年史 昭和 20、21 年版』朝日新聞社。
伊佐忠一(1938)「物資動員計画と失業」『物資動員計画と転失業問題』中央社会事業協会社会事業研究所。
石黒武重(1941)『戦時経済と物価統制』産業経済学会。
猪俣浩三(1940)『闇取引と刑罰』有光社。
岩井良太郎(1937)『物価・収入・生活』春秋社。
大阪府警察局治安部経済保安課(1944)『決戦経済警察読本一決戦経済警察展より』大阪府。
大阪毎日・東京日日新聞社エコノミスト部(1937)『戦時体制読本』一元社。
——(1938a)『四訂改版統制経済読本』一元社。
—— (1938b)『五訂改訂統制経済読本』一元社。
——(1939)『七訂新版戦時体制読本』一元社。
(1940)『新統制経済読本』一元社。

大阪毎日新聞社経済部(1939a)『戦時経済早わかり 第1輯 物資動員計画と代用品問題』大阪毎日新聞 ---(1939b)『戦時経済早わかり 第2輯 公定価格制と輸出入リンク制』大阪毎日新聞社。 -(1939c)『戦時経済早わかり 第6輯 通俗商品学 繊維原料とその製品』大阪毎日新聞社。 小田垣光之輔(1941)『対価統制の研究』高山書院。 —— (1944)『物価政策講説』山根書房。 尾山万次郎(1942)『解説価格賃金統制法』天泉社。 卸売市場制度五十年史編纂委員会(1979)『卸売市場制度五十年史(本編第2巻)』食品需給研究センター。 花王石鹼 70 年史編集室(1960)『花王石鹼 70 年史』花王石鹼株式会社。 金子鷹之助(1945)『大東亜経済の推進』青葉書房。 企画院研究会(1944)『生産体制の革新』(社)同盟通信社。 銀行問題研究会(1939)『九・一八停止令』銀行問題研究会。 金原賢之助(1940)『戦時物価統制政策』慶応出版社。 郷司浩平(1944)『決戦経済体制論』昭和刊行会。 国民精神総動員中央連盟(1937)『国民精神総動員中央連盟声明書』国民精神総動員中央連盟。 国民貯蓄奨励局(1938a)『国民貯蓄奨励に就いて』大蔵省国民貯蓄奨励局。 ——(1938b)『国民貯蓄規約例』大蔵省国民貯蓄奨励局。 小林行昌(1936)「百貨店法案の検討」『早稲田商学』第12巻第2号。 下村宏(1944)『決戦期の日本』朝日新聞社。 商工行政調査会(1938)『経済警察必携』新光閣。 ----(1939)『物価統制の知識』商工行政社。 商工経営研究会(1938)『戦時下ニ於ケル物価管理要覧』寶文館。 -(1939)『九・一八価格停止の解説』大同書院。 - (1940)『問答式解説七·七奢侈品禁止令』大同書院。 - (1941a)『問答式価格停止令(八・一一)の解説』大同書院。 --- (1941b) 『問答式生活必需物資統制令の解説』大同書院。 商工組合中央金庫調査課(1941)『中小工業の諸問題』商工組合中央金庫調査課。 商工省物価局(1943)『物価要覧』鱒書房。 昭和研究会(1941)『労働新体制研究 昭和研究会労働新体制研究会報告』東洋経済新報社。 新体制実践研究会(1941)『昭和16年版 公定価格年鑑』銀座書院。 水産経済研究所(1941)『鮮魚介配給統制の解説』水産経済研究所。 ダイヤモンド社(1938)『代用品の話』ダイヤモンド社。 ----(1942)『統制経済の基礎知識』ダイヤモンド社。 高橋亀吉(1944)『経済学の基礎知識(下巻)』千倉書房。 高橋泰彦(1943)『戦時下の鮮魚介価格統制』聯合出版社。 田中申一(1975)『日本戦争経済秘史 十五年戦争下における物資動員計画の概要』コンピューター・エ イジ社。 谷口吉彦(1939a)「価格停止令に関する対策」日本学術振興会(1939)。

中央社会事業協会社会事業研究所編(1938)『物資動員と転失業問題』中央社会事業協会社会事業研究所。

(1939b)「公定価格制に関する対策」日本学術振興会(1939)。田淵巌(1923)『大地は壊れたり 関東壊滅大震災実記』神戸新聞社。

中央物価統制協力会議(1941a)『改正価格等統制令解説』中央物価統制協力会議。 — (1941b) 『鮮魚介配給統制規則解説』日本評論社。 ———(1943) 『緊急物価対策要綱·価格報奨制度要綱解説』中央物価統制協力会議。 土屋清(1943)『日本経済の基本動向』中央公論社。 東京朝日新聞社経済部(1938)『高物価を衝く 物価問題の解説書』清和書房。 東京朝日新聞論説委員(1937)『準戦時統制経済 朝日時局読本第5巻』朝日新聞社。 東京市政調査会(1944)『都市疎開に関する資料 都市問題パンプレット第 46』東京市政調査会。 東京商工会議所(1941)『経済基本方策要綱』東京商工会議所。 ——(1942)『生活必需物資動員計画』東京商工会議所。 東京日日新聞(1938)『戦時経済の実際問題』東京日日新聞。 東洋経済新報社 (1938a) 『日本経済の戦時編成 賀屋・吉野・池田統制と其の動向』東洋経済新報社。 ——— (1938b)『日本経済年報第 32 輯 昭和 13 年第 2 輯』東洋経済新報社。 (1941a)『日本経済年報第44輯 昭和16年第1輯』東洋経済新報社。 (1941b)『日本経済年報第 45 輯 昭和 16 年第 2 輯』東洋経済新報社。 —— (1944)『日本経済年報第55輯 昭和18年第4輯』東洋経済新報社。 中井清治郎(1942)『転廃業者の進路』陽文社。 西野雄治(1918)『第四十議会重要問題の真相』(私家本)。 日刊工業新聞社(1937)『非常時経済法規早わかり』日刊工業新聞社。 日本学術振興会(1939)『物価問題の応急策』日本評論社。 日本紡織通信社(1938)『統制早わかり 繊維法令要覧』日本紡織通信社。 半谷眞武(1938)『物資非常管理と物価統制の解説』砧書房。 菱沼勇(1943)「緊急物価対策要綱に就いて」中央物価統制協力会議(1943)。 平井泰太郎(1938)「暴利とは何ぞや」『国民経済雑誌』第65巻第4号。 弘津恭輔(1944)『戦時経済体制の基本問題』経済図書株式会社。 物価局(1939)『物価統制実施要綱』内閣印刷局。 **——** (1940)『価格等統制令解説』内閣印刷局。 古屋美貞(1942)『日本戦時経済力の諸問題』同文舘。 風呂勉(1992)『昭和戦時小売流通史年表』神戸商科大学経済研究所。 —— (2009) 『第二次大戦日米英流通史序説』晃洋書房。 報知新聞社政治部(1940)『新体制とはどんなことか』内外書房。 法令調查研究会(1940)『奢侈品等製造販売制限規則解説』船場書店。 都新聞社経済部編(1939)『戦時物価形成の話』商工刊行社。 安田元七(1939)「商業報国運動を提唱す」『商業組合』第5巻第6号。 山一證券株式会社調査課(1939)『価格等統制ニ関スル応急策』山一證券株式会社。 山田小四郎(1941)『戦時生活と物価統制』学芸社。 山田正治(1942)『商業報国運動』伊藤書店。

陸軍省(1937)『重要産業五年計画要綱(陸軍内部用)』陸軍省。 陸軍省新聞班編(1938)『物資統制の真目的に就いて』陸軍省新聞班。

渡部政雄(1943)『戦時物価統制の諸問題』日本出版社。

# Governmental Price Control during World War II in Japan

## Takemasa Ishihara

## Summary

Under the wartime economy, substantial amounts of public bonds are issued to fund military expenditures, and large amounts of money flow into the market. In addition, production resources are transferred from peacetime industries to munition industries, and a supply shortage occurs in the general consumer product industries. Therefore, there are an upward trend in the price level in the consumer product industries as well as in the munitions industries.

However, there are some reasons why a rising price level must be controlled under wartime economy. First, a rising price level expands the financial budget of the government. Second, as a rising price makes it difficult to export of products, the import of production resources must be limited. Third, a rising price level makes a major impact on people's lives. Therefore, to control the price level is a particularly important issue in a wartime economy.

Japan's path to World War II began with the Sino-Japanese War in 1937. At first, according to the optimistic expectation that the war would end in a short period of time, price control was mainly conducted by the indirect measures such as avoiding the deterioration of the relationship between supply and demand. However, as the war continued, indirect price control measures could no longer be sufficiently effective, and this led to open the doors to direct price control that started with a crackdown of excessive profit. Then, following the establishment of "voluntary" price ceilings within industries, official prices were imposed for individual goods. Subsequently, the prices of all goods were frozen at their existing levels on the designated date.

The imposition of official prices halted the one side of the operation of price mechanism, i.e. price fluctuations in response to changes in market supply and demand. However, the other side of the operation of price mechanism, i.e. fluctuations of supply and demand based on the fixed official prices, was not completely halted. Production shifted toward goods with higher official prices, and in the goods with lower official prices, the amount of production was reduced, which led to further price increases. Eventually, the differences between higher import prices of production resources and the lower prices of final domestic products were offset with government subsidies, and financial incentives were prepared for increase of production. Thus, measures to adjust production volumes by setting official prices were sought.

We review the history of price control by the Japanese government over a period of eight years from 1937 to 1945. Moreover, we confirm the difficulty of price control, that is, the robustness of the price mechanism.